

令和4年第4回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 （1日目）令和4年12月12日 午前9時 （3名／6名中）

（2日目）令和4年12月13日 午前9時 （3名／6名中）

順番	質 問 者	通告方式	質 問 内 容
1	松木 豊年	一問一答	①財政調整基金の現状と、運用について （町長、総務課長） ②学校給食の無償化について （町長、教育長、教育課長） ③多気町の花「ささゆり」の保護について （町長、担当課長）
2	深水美和子	一問一答	①小・中学校のアレルギー対応（代替食）給食について （町長、教育長、担当課長）
3	松浦 慶子	一問一答	①障がい者手帳アプリ導入について （町長、担当課長） ②意思疎通支援事業について （担当課長） ③「子どもの意見表明」について （町長）
4	木戸口勉幸	一問一答	①肥料価格高騰対策について （町長、担当課長） ②みどりの食料戦略と有機農業について （町長、担当課長）
5	志村 和浩	一問一答	①多気町のデジタル・トランスフォーメーションについて （町長、担当課長）
6	前川 勝	一問一答	①人口減少について （町長、担当課長） ②太陽光発電について （町長、担当課長）

(12月12日9時00分)

(5番 松木 豊年 議員)

○議長 (坂井 信久) 1番目の質問者、松木議員の質問に入ります。

松木議員。

○5番 (松木 豊年) 皆さん、おはようございます。日本共産党の松木豊年です。一問一答方式で、財政調整基金の現状と運用について、学校給食の無償化について、多気町の花「ささゆり」の保護について、以上3つの内容で質問いたします。よろしくお願いいたします。

最初に、財政調整基金についてです。平成3年、2021年度の決算では、失礼しました、令和3年、2021年度の決算では財政調整基金は35億8454万4000円となっております。平成29年、2017年度は15億7769万5000円ですから、この4年間で2.2倍になった、こういう状況であります。先の9月の定例会での予算決算委員会での決算審査では、この財政調整基金についての重要な質疑と答弁がなされております。広報たきの今年度の11月号に掲載されている議会だよりの16ページに、その予算決算常任委員会報告が概要として紹介されておりますので、その部分について述べたいと思います。「財政調整基金が35億円となっているが適正な規模なのか」、こうした質問に対して、『貯める一方では』というご意見も財政当局に伝えて、そうならないような運用ができるようにしたい」という答弁がされております。これらのことを踏まえて、以下、質問をいたします。

まず財政調整基金ですが、一般の町民の皆さんにはなかなか聞き慣れない用語であります。どんな基金なのか、改めて説明をお願いしたいと思います。財政調整基金は条例で使い道などが特に決められていない、定められていない基金に比べて、あ、失礼しました。条例等で使い方、使途が定められている基金に比べて使い方が比較的自由であることから、貯金というふうにも言われております。改めて、財政調整基金とはどんな基金なのか説明をお願いします。

○議長 (坂井 信久) 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） それではお答えさせていただきます。年度によって町税などの歳入の増減があるため、収支が不足する場合がございます。このような年度間の財源不足に備えるため、財政調整基金を設置しております。また併せて、補正予算時の財源不足にも対応できるよう基金を設置をしております。一般的に貯金とも言われますとおり、決算剰余金を積み立て、財源が不足する際に活用する目的の基金でございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今ご説明いただいたように、年度間の財政の不足を調整するため、年度間調整というのが、基本的な性格を持っているというご説明でした。しかし、先ほども述べましたように、かなり多額の基金というふうになっております。しかも、令和2年度から3年度の一年間で、財政調整基金は6億円余り増えております。不足どころか増加傾向が続いております。したがって、年度間の不足の調整という元々の性格を超えてですね、この財政調整基金の運用については、大きな方針を持って当たるべきだというふうに考えます。基本的な運用についての考え方をお聞かせください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） まず基金残高の考え方でございますが、それぞれの市町での考え方が異なっております。これといった正解というのはございません。しかしながら、一般的には財政調整規模、あ、失礼しました、一般的には標準財政規模の10%から20%が適正であると言われております。これは総務省が平成29年度に実施した全国調査において、標準財政規模の一定割合と回答した市町村のうち5%から20%が最も多い結果であったことによるものと思われます。令和3年度の当町の標準財政規模は56億円でした。ここから計算しますと基金の適正残高は10億から15億程度が適正と判断されます。参考

までに、ここ数年の年度末の基金残高でございますが、平成 29 年度は約 16 億円、平成 30 年度は約 20 億、令和元年度は約 24 億、令和 2 年度は約 30 億、令和 3 年度は約 36 億円です。

さて、令和 2 年度から 3 年度にかけて、基金が 6 億程度の増加ということになっております。これは工業団地の売却により、土地開発公社から貸付金償還金が入金されたこと、それから、ふるさと納税が好調なことにより、その財源を各事業に充当していることが主な要因と考えています。ここ数年、財政調整基金残高が増加しているのも同じ要因であると考えております。そこで、この先の運用方針ですが、保育園統合、小学校統合に向けて財源が必要と考えているため、現在は一般的な適正残高より多めの基金残高を維持しているところでございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） 私の質問をさせていただいたのは、答弁でもございましたけれども、残高の考え方は市町によって異なってくる、これは当然、地方自治の精神から言って、画一的なものは求められるべきではないと思います。しかし、ご紹介いただきましたけど、総務省の調査で 10%から 20%が適正というふうな表現をしているかどうか私ちょっと疑問に思いますけども、調査の結果では 20%以下が多数を占めているという全国調査の結果を一つの目安に総務省が示しているんだらうというふうに思います。したがって、まあそれらも参考にして多気町としての基本的な考え方がお有りなのか。先ほどご答弁にもありましたけれども、市町によって考え方が異なって当然ですから、多気町によって考え方はどうなのかということをお尋ねしたわけです。ここについて改めて、どのような検討がされて考え方がまとまっているのか、まとまっているのであれば、その内容について、もう一度簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○**総務課長（岡井 一宜）** それでは、お答えさせていただきます。多気町の町としての基本的な考え方の部分でございますが、本当に、ここ最近、先ほどお答えさせてもらったように年度末の基金残高が増えてきております。これは先ほど申し上げましたように、土地開発公社からの貸付金の償還金、これが令和3年度それから2年度、元年度と少しずつようやく入って、償還されるようになったためでございます。で、その頃から町のほうとしては、まずは小学校の統合という話が出ていたかと思しますので、それに向けて、今後何年か先には必ず財源が必要になると、多額の財源が必要になるという判断のもと、今現在は少し高めの水準で推移しているという考えで基金運営をしておるところです。以上です。

○**議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

松木議員。

○**5番（松木 豊年）** そうしますと、令和3年度の決算では35兆円余りの残高がありますけれども、引き続き・・・35億円ほどの残高がありますが、これからも引き続き積み増していくその理由は、小学校統合だとか、その保育園の問題とかがあるので、積み増していこうというふうに考えているというのが、現時点での基本的な考えだと、いうふうに理解してよろしいですか。

○**議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○**総務課長（岡井 一宜）** 松木議員おっしゃるとおり、今現時点では町はそのように考えております。

○**議長（坂井 信久）** 松木議員。

○**5番（松木 豊年）** それでは具体的な運用方針ですね。基本的な考え方はそういうことで理解できました。これも貴重な財産ですので、町民の財産ですので、無駄遣いせずに必要な物に使っていくと。で、その中身はさっきおっしゃったような事業を念頭に置いているっていうことですのでけれども。具体的な運用計画、具体的な計画というのが現時点で定まっているかどうかについても伺い

たいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） はい、すみません。具体的な計画というところで細かい部分についての計画は、この後、小学校にしても保育園にしても、それ以外の案件、事案についても、町長含め担当部署といろいろ協議をして計画は立てていきたいなというふうに思っております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 具体的な活用、運用については、これから定めていくという事理解をさせていただきます。

関連して質問します。財政調整基金につきましては、国がですね、多額の財政調整基金が自治体に積み立てられているということをもって、交付金等の削減をするような動きがございます。こうした国の財政調整基金に対する考え方については、慎重に動向を見定めて的確な運用方針、活用方針をとることが非常に重要だと思います。財務省は、先ほどご答弁でもありましたけれども、2019年11月の方針で地方財政について現行制度の枠組みの中で地方財政上の課題を明らかにする、というふうにして地方財政計画と実際の地方財政の運営とのギャップを問題にするということでこの分析をしております。

多少ちょっと長くなりますけれども、その内容を紹介しながら、この財政調整基金のあり方について検討していきたいと思います。年度間の財政調整のために設置されている基金でありますけれども、この財政調整基金が国全体では平成元年には3.6兆円だったのが、平成29年には7.4兆円となっていると、このことを示した上で、総務省は平成29年の11月に行った財政調整基金についての調査について言及しています。これは先ほどご答弁でも紹介をしていた中身でもありますけれども、財政調整基金の考え方として、年度間の財政調整という目的から、標準財政規模の一定割合を上げる自治体が多くなって

きて、その中でもあるべき水準は標準財政規模の20%以下とする回答は8割以上になったと。他方、市町村のうち約6割の団体994団体が平成29年度末の財政調整基金残高の標準財政規模に対する割合が20%を超えている。その超過部分も約1.1兆円にのぼっており、必ずしも一般的な積み立ての考え方と整合的な状況になっていない。こういうふうに指摘をしております。以上が財務省の財政調整基金についての問題意識であります。

要約すれば、年度間の財政調整のための財政調整基金が、平成29年には7.4兆円になっている。どういう考え方で積み立てをしているのか調べましたら、標準財政規模の20%以下を目標にして積み立てているという回答が8割を超えたけれども、実際には約6割994の市町村がその目安としている20%を超えており、超えた部分は約1.1兆円になっている。このことが地方財政の計画と運営とのギャップであるとして問題視しているわけでありまして。ここで言う標準財政規模とは標準的な状態で通常収入される経常的一般財源の規模を示すので、標準税収額に普通交付税を加えたものであります。

ここで多気町の令和2年度の決算状況を見ますと、標準財政規模は53億5000万円でございます。財政調整基金は29億6800万円余りでありますから、この標準財政規模に対する財政調整基金の占める割合は55.49%、総務省で言う20%を遥かに上回った数になっております。令和3年度はさらに35億円余りになっておりますので、この比率はもっと引き上がってくるということは想像することは容易であります。

こうした現状を改めて政府の動向も視野に入れながら評価し、今後どうしようとしているのかが問われていると思います。そのためには、より具体的で説得性のある方針を持つことが必要だと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） はい、具体的な案件、先ほどの話でございますけれども、先ほどからちょっと答弁させていただいておりますとおり、やはりうちと

しては、この後控えておる保育園、それから小学校、この統合が一番大きな問題であり、財政的にもかなりのウエイトを占めるということでございますので、そこにかかる費用っていうのをあらかじめ今の段階から貯蓄をしておいて、それを活用したいという考えで、この先も進めていきます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 積み立てをできるだけ増していくというお考えに変わりはないということではありますが、上限については一定の目安とか、そうした目安をお持ちになっておられるのでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） すみません、今のところ上限は決めておりません。

可能な範囲で積み立てる事が可能であれば、積み立てていきたいというふうに考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。今、ご紹介ちょっと長くなりましたけれども、財務省の考え方をご紹介しましたけれども、この財務省の考え方を受けてですね、総務省はさらに突っ込んだ具体化を進めようとしております。この財政調整基金の計画と運営のギャップが大きいということはどうするかに対してですね、総務省は、この地方財政の見える化を進めようということで、さまざまな取り組みをしておりますけれども。簡単に申し上げますと、基金の積み立て状況が見える化するためにですね、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金について分類をして、決算カードと同じような形で、それぞれの積み立て額や増減の理由や今後の方針を統一的な様式でそれぞれ各市町に分析コメントを記載の上、公表するような方針を持っておって、記載例まで示しているわけであります。したがって、今ご説明いただきました学校とか保

育園の建設などに関わるために積み立てるっていうことであれば、これは財政調整基金の分類から外れて、その他特定目的基金のほうにシフトしなければいけない可能性も出てくるかと思います。これは政府の動向でありますので、とやかく総務省にそのことをいちいち言われる筋合いでもないかというふうに私は思いますけれども、政府の動向に対してではなくて、これからの財政調整基金の現状や使い方について、町民の皆さんにはオープンにしてその使い方や考え方が妥当なものであるかについては明らかにしていく、このことが非常に求められていることだと思えます。そのことは財政の民主主義という観点からも重要でありますし、何よりも財政調整基金を住民の皆さんの福祉の向上に役立てていく、そう効果的な活用を示していくということが、何よりも強く求められているんだろうと思います。このことを指摘して、次の質問に移らせていただきますが、よろしいですか。

○議長（坂井 信久） はい。

○5番（松木 豊年） 2点目の質問に入ります。9月の定例会の一般質問で、初めて学校給食のご紹介について取り上げさせていただきました。この中で2つのことが明らかになったと思います。1つは多気町の判断で無償化を行う、このことは学校給食法にも抵触するものではなく、法的には何ら問題はないということであります。2つ目は小中学校を対象に無償化を実施するためには、新たに年間約6千万円の財源が必要となる、このことが明らかになりました。9月の定例会に質問させていただきましたけれども、その後も無償化の動きは全国的にも増えております。これらを踏まえて、以下質問をさせていただきます。

コロナ禍と物価高騰によって給食費の負担は大変重くのしかかっています。給食費を免除、軽減できる制度と利活用の状況を、どんな状況にあるのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） それでは、ただいまの松木議員のご質問に対し、私のほうからご答弁させていただきます。

まず1つとして、町単独制度を持っております。これにつきましては、多子世帯への給食費の負担の軽減ということで、在籍している第3子の給食費の3分の1を現在の制度で軽減しております。これにつきましては昨年度の決算におきまして、52件、82万6000円の規模でございます。そして、次に就学援助制度というのを持っております。この制度につきましては、生活困窮に伴う義務教育家庭の保護者への支援制度でございます。この制度につきましては、本年度におきまして、町内130件余りの利用をされております。そしてもう1つ、就学奨励制度というのを持っております。これにつきましては特別支援学級の在職保護者への支援でございまして、町内20人弱の利用がございました。

そして令和4年度でございます。新型コロナウイルスの感染症対策の地方創生の臨時交付金事業でございまして、これにつきましては、多気町は本年度9月から3月までの7カ月間の給食費の全保護者へ向けての免除ということでさせていただいております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 就学援助制度の約130人余りの軽減策があるということのご説明ですが、小学校と中学校どれぐらいの内訳でおられるか教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。すみません、正確な数字といたしましては、町内132人でございまして、小学校におきましては79名、中学校におきましては53名でございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） コロナ禍と物価高騰でこの給食費の負担っていうのが今まで以上に重くのしかかっているのは、私は言うまでもないことだと思います。例えば、就学援助制度ですけれども、これは年度当初に申込みと言いますか申請をしてそれぞれ該当者がこの制度によって、いろいろな施策を受けられると思いますが、年度途中でそうした困った状況になった場合にですね、申請するようなやり方っていうのが可能なかどうか、申請する必要性を感じた場合にはどのような手続きがあるのかについて、ご説明いただけますか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） それでは私のほうからお答えをさせていただきます。年度途中でですね、ご申請いただいて利用可能となっております。各月に教育委員会開催しておりますので、そこで議決をいただいてさせていただくことは可能です。必要なことについてはですね、前年度の所得の証明等あとは家族構成等の申請で可能となっております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今ご説明いただきましたけれども、前年度の所得の証明が基礎になりますと年度途中で所得が急激に何らかの理由で減った場合だとか、そうした場合にはその対象にならないのでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） どうしても所得の証明がですね基になりますので、年度途中にその年度の所得を証明することができませんので、前の年度のことを参考にとということです。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） そうしますと、先ほど申し上げましたように、前年度の所得をベースに判定するっていうのであればですね、所得が低かったけれども申請を何らかの理由でしなかったりできなかった場合のカバーというのは年度途中でもできると思うんですけども。年度途中で所得が急激に悪くなった場合、そうした場合のその対応策というのは、この制度ではカバーできないと思いますが、そうした場合のそれに代わるその軽減策というのはお有りなんでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） 議員ご指摘のとおりですね、あくまでそれは前年の所得を参考にしますので、そのような急激な対応についてはですね、教育の制度の中ではですね、今現在、多気町の中では無いというふうになります。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 多子世帯の場合についてのそのことについてお尋ねしたいと思います。今の給食費は、小学校の低学年と高学年、それと中学生と3つに給食費が分かれていると思います。3人の世帯で3人目のお子さんの、一番小さいお子さんの分が3分の1軽減される、補助金として年度末に交付されるというご説明だったと思います。

モデル的にですね、小学校の低学年、中学年、それと中学生、それぞれ、3人お子さんがおられる家庭で、簡単に給食費はどれぐらいになるかということについて、概算的に計算しましたら、そのままストレートに計算しますと14万4000円余りになると思います。そして、第3子、小学校の低学年のお子さんの3分の1が軽減されるということになりますと12万9000円、約13万円ぐらいになるかと思います。軽減される率はですね、第3子の場合が3分の1になりますので、比較的小学校低学年のお子さんが該当するケースが多いと思いますので、3分の1の軽減ですと約1万5000円ぐらいの額のまゝ割引になる

かと思えます。そういう割引があっても、年間13万円近くの出費が3人のお子さんが学校におられる場合には負担になってくる。かなりそういう割引があったとしても、大きな負担であることは間違いないと思えます。

他の市町では、例えば第2子からはもう無料にするとか大胆な割引、補助制度が取り入れられているところもありますので、こうした給食費を補助する制度、子育て支援を厚くするという点からですね、もっと改善をする余地があるかと思えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。確かに、第3子をタダにするとか第2子まで適用するとか、そういうことも考えられますが、現在のところ多気町におきましては、そこまでは考えておりません。と言いますのは、今年から入学祝金っていうのを設定させていただきました。小学校に入学する前に、それと中学校に入学する前に、それぞれ該当の世帯に5万円ずつを制度化させていただいてます。それにつきましては年間に、給食費に換算しますと、一年間おおむねそれで賄える金額、まあ例えばの話でございしますが、になっております。それは給食費を賄うためっていうことではございません。いろいろランドセルとか制服とか、そういったものを準備していただくための入学祝金ではございますが、給付と減額、多気町の場合は、まずは給付っていうことで制度化をさせていただいております。その辺のところもご理解いただきたいかと思えます。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 他の自治体の施策もいろいろ調べていただいて、良いところを取り入れるように重ねて強く要望しておきたいと思えます。

次に、県内で小中学校の給食費の完全無償化に取り組んでいる自治体について、来年度から実施するという予定も含めて、どのようになっているのかにつ

いて紹介をお願いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。現在ということでございますが、県内では3つの市町が無償化をされております。志摩市、熊野市、そして大台町でございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 私は調べたのは、来年度も含めてになりますけれども、いなべ市も完全無償化するというふうに伺っております。また全国ではですね、日本共産党の調査チームが集計しましたところ、255の自治体が来年度の予定も含めて完全無償化をするという状況にあるそうであります。この中には規模の大きな自治体も含まれております。青森市の27万人の人口、山口県の岩国市13万人、来年度からになります葛飾区の46万人や千葉県の市川市の49万人、こうした人口規模のところも無償化、完全無償化をする動きになっております。

最後に、給食無償化についての質問ですが、今年度の下半期、先ほどご答弁でもございましたが、新型コロナウイルスの感染症対応の地方創生特別臨時交付金を活用して完全無償化をまあ期間限定でしていただいておりますが、来年度からはまだどうなるか分からないような状況で、これまでは大変喜ばれておるんですが、来年度から一体どうなるのかという不安も持っておられるわけがあります。来年度についてはどういうふうにしようとしているのか、検討状況を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず最初にちょっと、いなべ市のことを言われましたのですが、私もいなべ市のこと

についてはいろいろ調べさせていただきました。現段階でっていうことで、まだ本年度は無償化をされておられません。来年につきましては、その方向で検討はされておるということで、まだ正式に予算化されたわけでもございませんので、私のほうはちょっとあくまで予定ということで理解をしております。そして、そのいなべ市でございますが、当然、1億数千万の財源が必要っていうことで、教育委員会としては、じゃあどうするんや、市全体でその財源を考えてかないかん話になるんで、というふうなことを聞いております。そうすると、他の施策とのいろんな調整があるっていうことも伺っております。少しまあ、いなべ市さん、ちょっと新年度の予算に向けていろいろ検討されているということでございます。

それと3番目の質問になります。来年度からの給食費の状況でございますが、これにつきましては一旦は3月末で無償化を終了いたしますので、4月からにつきましては給食費は通常に戻す予定でおります。これは4100円から4700円、学年に応じた給食費を徴収する予定でおります。そして、ただ、令和5年度、来年度につきましても新型コロナウイルス感染症の対応の地方創生の臨時交付金、例えば今年と同じような制度があれば、これはもう財政当局と協議をしながら活用を考えていきたいと考えています。それと、またその他の国、県等の財政支援があれば、当然積極的に検討していければと考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 積極的な前向きな検討を、重ねて強く要請しておきたいと思っております。この学校給食費の完全無償化は全国的なもう大きな流れになってきていると思っております。2017年度9月の一般質問でも紹介させていただきました文科省の調査では、76自治体で始まったわけですが、今や255の自治体に広がってきております。この5年間で3倍を超える勢いでありまして、比較的小さい規模の自治体に限られていたわけですが、始まった当初はそうした

小さい規模の自治体に限られていたわけではありますが、規模の大きい自治体にも広がりを見せております。子育て支援を自治体の施策の中心に据えて、学校給食を食育と捉え、すなわち学校教育の重要な一環として捉えて、義務教育は無償とする憲法 26 条の要請に応じて、大きな流れとして発展してきていると思います。多気町においてもこの流れに乗り遅れることのないように、町長始め教育長、関係各位の英断を強く求めるものであります。

最後に次の質問に移らせていただきますが、よろしいですか。

○議長（坂井 信久） はい、了解しました。

○5番（松木 豊年） 多気町の花「ささゆり」の保護について伺います。「ささゆり」は年々減少しているように思われます。少なくともここ 10 年ぐらいを見ても確実に減ってきている、というのが私の実感でもあります。現状をしっかりと把握して、保護に力を入れなければならないと考えます。まず最初に、どのような議論を経て「ささゆり」が多気町の花になったのか、その経過を説明ください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 私のほうから回答させていただきます。平成 18 年 8 月に、町内に在住される方、それと町内に在勤される方を対象に募集を行っております。その結果、161 点の応募がございました。これを町民の代表 15 人で構成された選定委員会の答申を受けて、最終的に「ささゆり」を多気町の花として決定をしております。以上です。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） あの、経過についてももう少し立ち入って伺います。募集をして皆さんの意見を伺ったということですが、多気町の花を決めようというふうになったのはどういう経過なんですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 町の花を決めるにあたりましては、平成18年1月に新しい多気町が誕生しております。で、こちら町民はもとより広く町内外の方々に多気町のPRや知名度の向上を図る目的で、当時8月に多気町の花と木と鳥を決定するために選定をさせていただいております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 合併を契機に、多気町にふさわしい、多気町を象徴するようなものとして花を決めようということで、「ささゆり」は募集をして決まったと、こういう理解でよろしいでしょうか。そうしますと、この「ささゆり」が多気町の花として決められたわけですがけれども、これが年々、まあ私の認識は先ほど申し上げましたけれども、減ってきているという状況認識のもと、「ささゆり」の保護をどういうふうに考えていくのか、その考えについてお聞かせいただきたいと思います。現状認識も含めて、お願いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 「ささゆり」の保護についての質問に対するお答えさせていただきます。「ささゆり」といいますのは、中部地方から九州にかけて分布しており、心地よい香りと共に淡いピンク色の花を咲かせる日本固有のユリでございます。ユリ根はイノシシの好物でもあることから、全国各地で数を減らしており、絶滅が危惧されている貴重な花ということです。

町内でも5月下旬から6月にかけて、山すその法面など生い茂るその中でも花を見かけることができます。平成18年に多気町の花として決定されたことから、自生する場所には大切に育てることを促す立て看板を設置していただいたり、地元ボランティア団体、また地元の住民の方に生育環境を守るための下草刈りをしていただいたりという経緯がございます。今後も「ささゆり」を含む個性あふれる豊かな自然を保存していくために、地域の保全活動の支援や啓

発に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 保護を進めていく上で、現状がどうなっているのか、先ほど私申し上げましたけれども、ここ10年ぐらいを遡って見てもですね、確実に減ってきているという認識がお有りなのかどうなのか、それに対して有効な対策をその方針を持っておられるのか、その点について重ねて質問します。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 現状の「ささゆり」の生育状況でございますが、群生しているような花のエリアといいますのは、今現在、町内で3カ所ほどは確認しております。字名としましては土羽であったり兄国であったり朝柄であったりと、町内各所にあります。またそこには保全いただく方の環境を守るために下草刈りをされたり、保全のですね活動をされているところもございます。また他にも、そういう群生ではないんですが、個体として数が少ないんですが、花の咲いているのが確認されている場所は確認しております。ただ、その保全活動も非常に難しいところがあるということで聞いております。なかなかその数を増やすのにも花の年数がかかりますし、難しいところもあるということで、あとまあ先ほど申し上げましたように、イノシシ等の害もありますし、趣味でその花を採っていかれる方もあったりして、数が減ってきているというのは確かにあるというところでございます。

今後の方針としましては、まず、花のですね、数の実態もう少し調べることで、それから、まあ他にもですね、そういった保全活動をされるところの活動を参考に町としてですね、できるところは取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今のご答弁で、他のところの経験っていうふうにおっしゃいましたけれども、他の自治体での経験というふうに理解してよろしいでしょうか。

それと併せて、保全が非常に難しいということのお話ですけれども、やはり専門家ですね、知識やそのやり方をですね学んで取り入れる、こういったことも他のところの経験をといて学んでという中身にも重なるかと思いますが、非常にこの重要ではないかと思えます。特に保存、保護に関わっておられる方の高齢化も進んでいるというふうに聞いておりますので、そうした経験をですね、ちゃんと引き継ぐ人がいないと、働き手はもうだんだんと少なくなってくると思えますので。そうした専門家の方ですね力もお借りするということも重要だと思えますが、その点についてはお考えございませんか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、まあ町内では貴重な植物としては「ささゆり」だけではないんですが、非常に今保全活動に取り組んでいるアゼオトギリという草花もございます。こういったところは色々と研究もされて、国交省を中心にですね、我々も参画しながら保全活動地域の方と一緒にやっております。こういったところも参考にですねさせていただいて、また、そういうところの専門的な研究のされている方にもご意見を聞きながら、「ささゆり」のほうも保全するにはどういった方法が良いのか、そういったものを聞いていきたいと思っております。また、近隣でもですね、度会町それから玉城町等にもですね、それからまだの北勢のほうでも「ささゆり」の保全をされとる活動の組織がございますので、そういったことも参考にしていきたいと思っております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 多気町の花の保護、保全でありますので、ぜひ町長にお

かれてもイニシアチブをとって旗振りを積極的にお願ひしたいと思いますが、ご見解があれば一言お願ひしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 私のほうで具体的にどうこういうのはちょっと難しいかと思うんですけども。難しいんです、これ。日光の当たるところで、あんまり強い光が当たってはいかん。で、夕日が当たったらあかんと。まあなんかこんな状況もあるみたいなので、非常に難しいんですけど。まあできればエリアを囲って、ここだけは綺麗に下草を刈ったりとか管理をすると、まあこんな取り組みができればと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 終わります。ありがとうございました。

○議長（坂井 信久） 以上で、松木議員の一般質問を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。再開は10時10分からお願ひをいたします。休憩をいたします。

（ 9時57分 ）

（ 10時10分 ）

○議長（坂井 信久） それでは、会議を再開をいたします。

ここで、傍聴人に申し上げます。入場後は、お静かにお願ひをいたします。特に、携帯電話は音の出ない状況に、よろしくお願ひをいたしたいと思います。録音機、カメラなどの録音・撮影は、議長の許可を得た場合を除き、禁止といたしております。また、拍手や会話などは慎んでいただき、ご静粛にお願ひをいたします。議長が傍聴になじまないと判断した場合は、退場をお願ひする場合がございますので、ご了解いただきます。

(7 番 深水 美和子 議員)

○議長(坂井 信久) それでは、2番目の質問者、深水議員の質問に入ります。

深水議員。

○7番(深水 美和子) 7番、深水美和子、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。質問事項は小中学校のアレルギー対応の代替え食給食について、です。それでは質問に入らせていただきます。

農林水産省が示す「学校給食は栄養バランスの取れた食事を提供することにより、子供の健康の保持増進を図り、また食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等における教材としても活用することができるものであり、大きな教育的意義を有しています。」という方針のもと、全国の給食を提供する小中学校、ここ多気町でも学校給食の献立が考えられ、学校生活の中でも給食の時間は大切なものとされていると思います。

今回、小学校に通うお子さんを持つ保護者の方からのお声をお伝えし、今後の多気町としての給食に対する考え方と方針をお伺いしたく質問させていただきます。9月の予算決算常任委員会でも質問が上がっていたかと思いますが、小中学校で何らかの食物アレルギーをお持ちのお子さんのために除去食の対応、その他、特別な対応をされているとのことですが、今一度、人数、具体的にどのような対応をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長(坂井 信久) 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長(達 武彦) それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。本年度、アレルギーの除去食を対応させていただいている児童生徒数は37名でございます。これは全体の3%となっております。いずれも保護者それから給食センターの管理栄養士、それと学校の養護教諭で面談を行い、保護者からアレルギーの状況やですね要望を聞き取る形で、除去食の内容について決定しております。それについては医師の判断もさせていただいているという

状況でございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） 小中学校では除去食という対応ではありますが、町内の保育園の給食は極力その食材を使用しない除去食ではなく食物アレルギーに対応した代替食というものを提供していると思います。小中学校の給食ではなぜこの代替給食という対応をとっていないのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） それでは、お答えをさせていただきます。議員ご指摘の学校給食における食物アレルギー対応指針にはですね、学校給食における食物アレルギー対応で最優先すべき事は安全性であり、安全性を確保するためには、給食調理や作業の単純化等の軽減が必須で、事故防止の観点から原因食物の完全除去対応することを基本とすることになっております。毎日の給食調理の衛生管理、アレルギー食材除去の作業工程の管理、それから作業動線確認など、さまざま複雑な作業工程が入っておりまして、そこに代替食の調理工程を入れることはですね、作業の複雑化につながり、学校給食の安全性の確保ができない恐れがございます。現在の施設整備、人員等を考慮すると、対応は難しいと考えております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） 確かに保護者の方の願いは、本当にもうお子さんが給食によってアレルギー反応を起こすことがないことであって、学校の先生方もその思いを真摯に受け止め、細やかな配慮をいただいているというのは聞いております。食物アレルギーを引き起こす可能性のある食材を極力使用せずに毎日の献立を考えてくださっている栄養士の方にも感謝をしているという

ふうには、ご苦勞もされているというのも聞いております。それらを充分理解した上なんですけども、現状の改善を求める声が上がっておりますので、少しちょっと例として挙げさせていただきます。

まず例として、保育園から小学校へ進学、初めてアレルギー食材を使用せずに代替えの給食ではない除去食というふうな形で、対応されているということを知って、そこで、保育園では対応していたものが小中学校で対応してもらえなくなったことへの不満っていうのもお声が上がっております。あと保護者の方もお弁当やおかずを準備して、食べられないものっていうまあそのメインのおかずですね、そういったものをおかず準備して、お弁当を持参をされております。ただ、食材のまあ計算上返金であったり、割引というのが難しいということで、そのほうも家計への負担ということが増えている。あとまた食中毒の予防の観点から、先生方は冬場でも冷蔵庫のほうでお弁当を持参したものを保管していただいているようなんですけども、そのままやはり食べる形になりますので、もう冬場であればもう冷たく冷え切ったお弁当を子どもさんは食べなきゃいけない。で、それが可哀想だからということでお昼前に温かく出来上がったものを届ける保護者の方もいらっしゃるということなんですけども、そのことに対してできる方はいいんですが、それがなかなかお仕事上できないっていう方もいらっしゃるため、そういった部分で気持ちへの負担というものが発生しています。で、アレルギーを持たない普通の給食を食べるお子さんにとっては、お弁当を持参して食べているっていうことに対してやはり興味本位というか、特別感っていうのがあって、まあうらやましいという部分もあるのかもしれないんですけども、今日何食べているのかなというふうなのを覗き込んだり、はやし立てるといようなことが起こっており、そういったことによって、そのアレルギーの対応しなければいけないお子さんは給食を食べること、人の前で食べる事っていうのをすごく嫌がってしまって、もう一口で食べれるような物を用意して欲しいとか、蓋を開けなくてもいいようにこうちょっと開けてさっと取って食べるっていうようなことをしてしまうようになってしまっ

いるという、保護者の方からも心配の声が上がっています。

現在、小中学校の生徒の中でも 30、まあ 40 名弱の食物アレルギーの対応が必要となっていますが、保育園の中では 20 名ほどの方がアレルギー対応の、代替食の給食を対応していただいているというふうに聞きました。少し参考資料なんですけども、ちょっとご用意させていただきました。こちらのほうは消費者庁より発表されている食物アレルギーを持つ方の年齢別の推移の表になっております。この数十年間、全国的に食物アレルギーの食事対応が必要な子供は増えてきているというふうに見ることができると思います。未就学児の頃は特に多くありますが、まあ全体の割合としても、数パーセントの割合にはなりませんけれども、今後まあこの卵であったり、そういったものであれば、克服していくっていうこともあり、小学校に入ることによって少し減っているようにも見えますけれども。ここに、現在、多気町での未就学児の方で代替え給食を対応されているお子さんのデータを少し追加をしてみます。で、このほうが追加をしたものになるんですけども、多気町内でも全国的な数値と同じような増え方になっているということが読み取れます。

今後さらに食物アレルギーのお子さんの割合が増えた時に、その時に対応するのではなく、今からその対応を考えていくということであったり、その時に急に対応必要となった時でも莫大な費用がかかってくると思われまます。保育園で今できている代替食の給食を提供していることが小中学校では出来ないと言われていた妨げになるものの洗い出しと、代替食への対応することになった場合の、今契約をされているかと思うんですが、そちらのほうの見直しであったり、設備の拡充や整備に必要な費用を、今後ご検討していただきたいと思いますが、今後はどのように対応していきたいというふうにお考えなのか、教えていただければと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○教育課長（達 武彦） はい、それではお答えをさせていただきます。お聞き

したようなですね、保護者の方のご不満とか、そういうお話についてはですね、私もお聞きをしていることもございます。そのようなお声があるということは存じ上げておりますが、先ほど答弁させていただいたようにですね、今現在の給食センターの施設それから人員、契約の状況も含めてですね考えますと、現在でその対応ができる、すぐに対応できるというようなことではございません。まあ良い機会になるのはですね、そういうことを考える機会になるのは、契約の更新時にまたその実際の契約される業者さんとの条件等についてですね話をすることにもなると思いますが、ただし、今の給食センター自身ですね、設備が今の広さ、それから区画等も含めてですね、対応しておりませんので、現実的には非常にまあ難しいのではないかというふうには考えております。今現在ですぐに対応できるっていうことはないんですが、センター自身もですね、施設が老朽化をしてくるというようなこともございますので、そういう施設整備をするタイミングに合わせてですね、また本格的に検討するということは可能だというふうには考えております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） ありがとうございます。今後、またそういった見直しの時期であったりとか、そういった部分で検討いただけるということで、保護者の方も皆さん喜んでいただけたと思います。先日給食、保育園の給食においても、アレルギー対応の子に通常の給食を提供して、少し大事にはならなかったということではあるんですが、保護者の方であったり、お子さんの方も大変驚かれたという声もちょっと耳に入ってきております。すべてのお子さんと保護者の方が安心して給食を食べられる、学校に行ける、そういった学びの場であり、楽しく食事をするのが基本となるように、今後もご尽力いただきますことをお願いいたします。

こちらで質問終わらせていただきます。

○議長（坂井 信久） 終了ですか。

終わりですな。はい、わかりました。

これで深水議員の質問を終わります。

深水さん非常にまあ時間が短いございましたので、休憩を取らずに、次の質問者に入っていきたいというふうに思います。

(10番 松浦 慶子 議員)

○議長（坂井 信久） 次の質問者は、松浦議員であります。

松浦議員。

○10番（松浦 慶子） 10番 松浦慶子、一般質問をさせていただきます。

私は今回、一問一答で、1つ目の質問、障がい者手帳アプリ導入について、2つ目、意思疎通支援事業について、3つ目、「子どもの意見表明」について、3点について質問させていただきます。

まず1つ目の質問に入ります。

障がい者手帳には身体、精神、療育の3種類の制度があり、対象となる方には手帳が交付されます。それぞれの制度によって、障害者総合支援法に基づく福祉サービスや、自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができたり、社会参加の促進を図るための支援策が講じられています。障がい者手帳を提示することで、例えば多気町では町営バス、VISONの本草湯、五桂池ふるさと村の動物園において、割引や無料となるサービスを受けることができます。また近隣市町においても映画館や美術館など様々なレジャー施設でも同じく特典があります。

これらのサービスは、障がい者の方達が外出するきっかけとなり、社会へ進出することを加速させる効果があると考えています。しかしながら、障がい者手帳の形態が紙製であることから破れたりして劣化しやすいことや、外出先でバスに乗っていたりすると鞆から取り出すのに手間取ったり、紛失の問題など不便さを感じているといった声が聞かれております。

2019年に厚生労働省はカード型の手帳の交付を認めていますが、各自治体で

もシステム改修費負担が大きいと、全国的に見ても三重県においても普及は難しいと考えています。

2020年頃から注目されているスマートフォンアプリ「ミライロID」ですが、紙製の障がい者手帳交付は従来どおり行われ、このスマホアプリを利用するかどうかは本人の自由で決めることができます。このアプリ導入効果は、先ほどの不便さを解消できることや周りの視線も気にならないことなど、心理面の利点もあります。また、町内で利用できる商業施設やレジャー施設を開拓することで、町のにぎわいや観光分野においても町の活性化につながると考えています。

1つ目の質問です。障がい者手帳アプリ「ミライロID」導入について、当局のお考えを伺います。

○議長（坂井 信久） 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えいたします。「ミライロID」の導入につきましては、希望する障がい者は誰でも無料でアプリをダウンロード、利用できる状況であります。当町といたしましては、推進していきたいと考えます。健康福祉課としては、窓口等で希望者にはアプリの導入方法等の操作についても支援していきたいと考えます。

また「ミライロID」自体を導入するかどうかの判断におきましては、商業施設の考え方になると思いますが、協力いただけたところは割引やその他のサービスについて検討していただき、導入していただける商業者が増えることは、福祉の向上につながると考えます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10番（松浦 慶子） ありがとうございます。これから推進していただけるということで大変嬉しいご答弁をいただきました。母子手帳のアプリも多気町の福祉課は率先してですね先に導入していただいて、これも大変嬉しい声も聞か

れていますので、こういったことを一つずつですね、まあその方の問題でもございまして、ぜひ前向きに推進していただければと思います。

今も公共施設とかですね、でん多なんかのそういった障がい者手帳の利用っていうのは、でん多なんか他の公民館だったりとか、まあ公民館ではあまり利用されないかもしれませんが、公共施設ですね、そういった多気町内の施設で、今私が申し上げたの他にですね、利用できる場所がもしお有りになるのであれば、ちょっと教えていただきたいなというふうに思っております。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 現在聞いておりますのは、町民バスのほうは障がい者は手帳を提示すると半額っていうことを聞いております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10番（松浦 慶子） でん多なんかはどうなんですか。その辺ちょっと教えていただければと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） でん多につきましては、現時点で半額という制度はしておりません。で、この先ちょっと公共交通自体を見直すことに計画をしておりますので、その時に制度自体を作っていくというふうには考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10番（松浦 慶子） ぜひ、でん多でも、そういったところまで力を入れていただきですね、また民間の事業者さんだったり、そういったことも含めて、福祉課そして企画調整、そして農林商工課、そういったことを連携してですねやっていくことが、本来のDXではないかというふうに考えておりますので、ぜ

ひその辺も併せて検討していただき、前向きによろしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問に入ります。

意思疎通支援事業について。障害者総合支援法に位置付けられている地域生活支援事業の中に、市町村の主な事業として意思疎通支援事業があります。具体例として聴覚障がい者への支援は手話通訳者や要約筆記者等の派遣や窓口への設置です。現在、聴覚障がい者等の意思疎通支援が必要な方は何人おられるのでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

意思疎通支援者として、日常生活上の便宜を図るための用具を利用する方も含めると、聴力障害における障がい者手帳1級から6級までの所持者は11月現在65名でございます。そのうち要約筆記を定期的に希望されている方が1名みえるような状況です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10番（松浦 慶子） ありがとうございます。まあ今ですね、ちょっとご存知かどうか分かりませんが、テレビドラマのほうで今、聴覚障害の方のドラマが大変皆さんのその思いと言いますか、皆さんの共感を得ているというような状況にあるということ、皆様にお知らせしたいなというふうに思って。これまでもあったんですけども、一時的なブームで終わったりとかですね、手話をされるその協会などの方からお話を聞きますと、まあ一時的なブームで終わって大変だったというお声も聞いているんですけども。しかしながらですね、こういった若い方たちもこの聴覚障害だったり、まあ障がい者への偏見だったり、そういった思いを、ここでこういったそういう意思を醸成、雰囲気醸成させているこの世の中のこの一時的なブームに終わろうがですね、ここで一度こういうことを前に押し出すというか、皆様に知っていただく一つの機

会になるのではないかという思いで、今回この質問をさせていただきました。私のお友達も公民館講座、多気町の公民館講座で手話講座が長年されているというのをご存じだと思いますけれども、そういった方たちの活用であったりとか、その方達がこういった場所に出て来ていただいでですね、そういう派遣だったりとか、そこの窓口で活躍していただけるようなことも考えていただければいいのではないかというふうに考えております。

それでは2つ目のところに入ります。これまでに手話通訳者と要約筆記者は何人養成され派遣されましたか。また窓口を設置されているでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 当町におきましては、意思疎通支援事業を三重県聴覚障害者支援センターへ派遣を委託しております。多気町独自で手話通訳者や要約筆記等の養成は行っておりません。また窓口にも配置はございません。そのような状況です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10番（松浦 慶子） ありがとうございます。そしたら、今ちょっと私も先にちょっと申してしまいましたけれども、そういったところの手話講座だったりとか公民館講座で、一生懸命何年も何年もされている方もみえますので、そういった方を活躍できる場も作っていただければいいのではないかという思いで、この質問をさせていただきました。

3つ目、第3次多気町障がい者福祉計画では、最新の情報通信技術を活用した意思疎通の普及にも取り組むとありますが、どのようなことを想定されていますか。内閣府では聴覚障がい者支援アプリ「こえとら」という、を紹介されていますが、これについての見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 情報通信技術を活用した意思疎通の普及といたしましては、携帯用会話補助装置等を想定しておりまして、現在、日常生活用具給付事業で携帯用会話補助装置の利用を推進しております。今年度、「A I ボイス筆談機ポケットミニ」を購入し利用している方がみえます。この装置もお話をした音声リアルタイムに文字変換され、画面に表示されるような装置でございます。また「こえとら」につきましては、無料でアプリをダウンロードできるので、スマートフォンを利用する方には便利であると考えます。町職員もダウンロードをいたしまして窓口等では利用をしている状況です。聴覚障がい者は高齢者が多く、70 歳以上が 80%を占めております。また、多くの方は補聴器や人工内耳などを利用しておりますが、「こえとら」のダウンロード希望者には利用の支援もしていきたいと考えます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10 番（松浦 慶子） ありがとうございます。前向きにいろんなことをしていただいているというふうにお聞きいたしまして安心したところでございます。まああの、この電子機器っていうのはですね、この電子機器の発展というかまあ発達において、皆様もご存知かと思いますが、やはりそういったスマホのところも、いろんな害を与える、体に害を与える部分もあるかとは思いますが、その電子機器の発展の歴史的に見るとですね、やっぱりこういった障害を持った方のニーズに合わせて歴史的に発展してきたという経緯もあるのは確かでございます。その辺も一生懸命考えていただいておりますね、まあ使えるものは使っていく、聴覚障害の方に高齢者が多いということでございますけれども、まあこういう世の中ていうかこういう世界的な発展があるというところですね、こういう福祉に関係する部分を、この電子機器の発展に繋げていくことが、もともとのこの電子機器のそういう歴史がありますので、そのことをぜひ考えていただければなという思いで、今回は質問させていただきました。

それでは、3 点目の質問に入ります。

「子どもの意見表明」について。ユニセフ「子どもの権利条約」に批准して28年、日本でもようやく「こども基本法」が来年の2023年4月から施行されます。その4原則の1つである「子どもの意見表明」は、子供に関することを決める時には、子どもの意見を聞くということが定められています。

私が9月の一般質問で学校教育について質問した際に、小中学校統合の推進において子供の意見を聞いてくださいと町長に申しました。その時、町長は子供たちの意見を聞くと答えていただけでしたが、聞いていただけたのでしょうか。また、どのような意見があったか、その後の進捗について教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 9月議会におきまして、私のほうから子供達との話せる場を作りますという答えをさせていただきました。まあこれは教育委員会と一緒にやってということでありましたが、まだ子供たちの意見を聞くところまでできておりません。と言いますのは、学校側の都合もあると思いますのと、それから教育委員会とのその調整もまだできておりません。ただ、私も子供達と一緒に意見交換、お話し合いを持たせていただくというのは大変楽しみにしておりますので、これから、たぶん来年度になると思います。4月以降に学校側の都合、それから我々の都合と調整をしながら、一緒に話せる場を作っていくと思います。まあ学校統合につきましては、計画では令和10年を目途に、これはもう議員の皆さんにもお示しをさせてもらっております。その前に充分準備をしておかないと今おっしゃったようなことも大事ですので、取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10番（松浦 慶子） 小中学校統合の話も今、町長からしていただきました。令和10年ということを目途にですねしていただくのですが、まあそこまでにいろんな多分計画も立てていっていただかないといけないと思います。まず子ども

の権利条例は作らないと、9月の時点でですね町長はおっしゃいましたけれども、やはりこのところからまず決めていくと。決めていくというところを始めていただきたいと思うのはですね、まあ町が管理運営、学校の管理運営ということでございます。そのソフトの部分、建物、建物を建てて終わりではないわけですね。建物の中の部分、ソフトの部分をどう考えていくか、どんなふうに子供を育てていくか多気町でどんな子供に育ててほしいかというようなところを、まずその想いをここで決めていただく。多気町内で決めていただいて、それから子供の意見だったり保護者の意見、地域の人の方の声、聞いていくっていうところがまあ段取りではないかというふうに思っておりますので。町長はすぐ今回も保育園のこともありますけれども、パッとこういきなりアクションプランとかに出てくるとまあビクッとしましてですね、まあ町長の公約ではございますけれども、そこをしっかりと下準備というか計画を立ててからやっていくという、着々としたものを見せていただかないと、どんなものなのかなとか、その建物だけ立てるんだとか、どんな中身になるのかなっていうところがすごく心配になってくるわけなんです。別にまあ統合に反対するというような意見ではございませんけれども、そこにいくまでのその道のりというか、かなりやっぱり難しい道のりがあると思うので、そこは一つ一つこう確実に積み上げていただきたいなという思いで、こういうところからご質問させていただいておるんですけれども。やっぱりこの子どもの基本条例、ここを明確にしないと、この4つのことを言いました。あとは何ですか、えっと生きる権利であったりとか、育つ権利、守られる権利、そして子供が参加する権利、この4つについてですね、しっかりこう段取りとか順番を踏んでいていただきたいという思いでございますけれども、どのようなことを考えられているのかなってというようなところも、ちょっと町長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 議員おっしゃられるように、そう簡単にはなかなか学校

統合は出来ません。平成 26 年に第 1 回目の、私は議会へもそれから地域へも牽制球ほらせていただきました。これ、どんなことを言ったかという、子供の数やら、それから学校まっクラス替えができるようにするとか、そんなも含めて、そういう目的でこれからやっていきたいと、まあそういう意見調整が平成 26 年やりました。で、3 年前に改めてもう一度検討委員会をつくっていただいて諮問させていただいて答申をいただきました。こういう順番をやって、それからそれらを聞いてから教育委員会の皆さんや学校側の意見を聞いて、どんな施設規模にするか、どんな内容にするかっていうのはこれからやっていかないと、改めてやっていかないと考えてますので。2 回目の質問の中にまた出てくるとは思いますけれども、またその部分でも触れさせていただきたいと思えます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10 番（松浦 慶子） そしたら次の質問にいきます。小学校統合について、現時点の町長のお考えをお聞かせください。また、何か進捗がありましたら併せてお聞かせください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 学校統合につきましては、まあこれまでも説明をさせてもらっております。大きな要因は、うちの一番大きなのは子どもの数の減少があります。で、その後、校舎が古い、これもう築 50 年を超えています。でまあ、校舎に付随したプールの改修も、これももう 50 年を超えている。まあこんな施設がありますので、これらを課題を合わせて、令和 10 年に 3 つの小学校で複式、それから 1 つの小学校では 2 つの 2 複式が予想されておりますので、こういった複合的な要因で令和 10 年ということを設定をさせていただきました。ちょっと最初間違ったかな、令和 10 年に 3 つの小学校で複式と、1 つの学校で複々式、まあこんなことです。

で、令和元年かな、統合の検討委員会を立ち上げようといいました。で、そこでは令和2年、翌年に答申をいただきました。そこでは出てきましたのが、ゆるやかに統合については進めるように、それから移住定住促進を図るように、こんなことを答申の中でいただきました。それを受けて、令和10年に建設にこうということで、えっと先週かな、多気町の教育委員会の中でも、あ、教育委員さんの中でもお話をさせていただきました。で、委員さんの皆さんから色んなご意見をいただいた。これからもっともっと積極的に意見を聞きながらってということになると思うんですけども、そういうことを踏まえながら取り組んでいきたいと思います。ちなみに、答申をいただいた移住定住について、もっともっと促進を図れということで、昨年から移住定住促進策をやりました。で、その結果、今50組以上の移住者、それから110人を超える人数が多気町に来ていただいた。その中には子どもさんが20人を超えております。まあこんな積極策でやっております。それから、子育て、それから少子化対策については、ご承知のように不妊治療とか少子化に対する子供の小学校への入学、教育長も言いましたけれども、入学時、小学校入学時、中学校入学時に支援金を5万円ずつ払う、まあこんなことをしながら多気町の子育て支援にも繋げておりますので、これらを受けて令和10年に新しい学校に作って移行していきたい、こう考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10番（松浦 慶子） そうしますとあれですね、前回の時の検討委員会ありましたですね、統合検討委員会の。それと今回、そこではまあ時期尚早だったりとかってというようなお声があって、ゆるやかにという今町長表現くださいましたけれども、その時と今回これからやろうとされてること、まあ移住定住も含めてされてこられましたけれども、そのやり方っていうのは前回と今と今回まあどうされていくのか検討推進員、あの検討委員会を立ち上げられるのかどうか、まあちょっとこれからのもう少し定例会の中で、補正予算とかの中

にも入ってくるんだらうと思うんですけども、何かその違うことを考えられているんですか。前回と同じように、そしたらまた時期尚早なんじゃないかとか、また違うご意見が、「ゆるやかに」って同じような声が出る可能性もあるわけですよね。そこの何か違いがあるのか、その中身をどんなふうにもた別の考えで立てられているのかっていう、そこをちょっと教えていただけますか

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 検討委員会についてはもう私のほうでは今考えてはおりません。ていうのは、前回の答申を受けて、先ほど言いましたように、移住定住を図れとか、それから子育て支援にもっと力を入れよとか、そういう答申を受けて、それに基づいて昨年からの移住定住それから少子化対策、子育て支援について入っておりますので、それを受けて令和 10 年に開設できるように取り組んでいきたい、こう思っています。まあその間で、議会の皆さんも含めて全協とかの場でこういう形で今進んでおりますというのをお話させていただきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10 番（松浦 慶子） そうすると今度アクションプランが明日にありますけれども、そうするとまだその令和 10 年までの間の計画はまだ何も無いっていうことでいいんですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） その中で関連してきますのが、保育所の統合です。で、保育所の統合につきましては、もうすでに各保育園を回らせていただいて、私も一緒に行ってこういう状況で保育園統合をやらなければならない。で、大きく変わりましたのは、以前は小学校を天啓へ作ろうかなと、これ私の思いだったんですけども、これももう、そこへ保育園を持ってきて、で今考えており

ますのは相可小学校を建て替えていこうと、今こういう考えであります。新しい用地を求めてっていうのは、今から令和 10 年までにとってもじゃないけど間に合わない。今、そういう方法で進めていきたいとこう考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10 番（松浦 慶子） 今まあ保育園のこともちょっとお話していただいたので、私のちょっと耳に入っているような私も保育園の保護者の方に町長がお話されたというようなことも耳に入っておりますけれども、まあ議会のほうには 11 月なんでした、17 日でしたか、全協でちょっと少しだけお話してくださいましたけれども。保護者の方達はその何ですか、説明会ですか、そこでいきなり聞かれたような形で、皆さんなんか驚かれたっていうようなことも耳に入ってきているんですけれども。やっぱりそこもしっかり計画を立てて、こういうふうになっていくんだっていうところまでいかないと、ちょっと下準備不足なんではないかなというような、皆さん、住民の方、驚かれて、ちょっとどうなってるんだっていうような思いにもなられるんじゃないかというようなところも含めて、これから学校統合に向けた時の、こうきちとした準備、計画を立てていただいたほうがいいんじゃないかっていう思いなんですけれども。その辺はどんなふう感じられましたか、その保育所の中のところのことについてですけれども。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 保育所を先週、先々週と回らせていただきました中では、私の捉え方と松浦議員の捉え方と違うかも分かりませんが、それほど驚いた様子ではなかったかと思います。というのは、もう昨年、西外城田保育園がもう休園になりました。なんで休園になったかというのも説明もさせていただきました。5 人、6 人、まあ数人以下のところの園児数ということもありました。これ、休園しなければならない、ということで、今 3 つの園が動いておるんで

すけれども、そこでも子供さんの数が減っている。まあこんな状況から近い将来ももう見えておりますので、それ見据えて取り組まなければ行政としての責任というのが無いと思うんです。こういう状況なので保育園も統合しなければならない、じゃあどこへするんやていうのもこれも示していかなければならない。これから造成に入って建物どんなにしていくかと、中の運営どんなにしていくかと、で何をやるかと。例えば延長をやるんか早朝をやるんか障がい者やるんか、それから認定こども園で幼児教育をやるんかと。こんなことも示しながら、今そんな話をさせてもらっております。すぐにはなかなかできやんですけど。どこかの時点で示さなければ。いきなりと言われると、それも全部いきなりなったらあかんで、こういう説明をさせてもらって、皆さんに理解をしてくださいということで今進めております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10番（松浦 慶子） 今回、私のこの質問の中でも、この子どもの権利条例ということでございますけれども、保育園の子どもたち、保育所の子どもたち、一緒の就学前の未就学の子供たちのその認定こども園っていうところについてのその早期教育だったりとかっていうところも含まれてくると思うんですね。で、そこをですね、どんな形でどんな子ども達の早期教育っていうとちょっとまあ聞こえが悪いんですけども、いろんな方法があります。この小学校じゃなくて、その保育園のカリキュラムっていうところまで関わってくるような話になってくると思うんですね。だからその辺のソフトの部分をしっかり考えていただきたいという思いなんです。じゃあどんな、多分、専門家の方達、ここだとゆたか園さんがあったりとか、まあ町の職員の保育士の先生方がたくさんみえます。で、そこでのその情報共有だったりとか、その指針が全く違うのかもしれないんですが、ちょっと私中身までよく分かりませんが、そこをしっかりと町として、どういう子ども達に育てていくんだということがすごく大事なことになると思うんです。で、早期教育を違う形のいろんな方法が方

式なんか方式とかっていうのはいろんな方式がありますので、そのことで早期教育をやってそこから小学校に上がった時のやっぱり学校との対応の仕方も変わってくると思うので、まあそこはしっかり皆町立の小学校にもう大多数の方たちは行くわけですよ。で、保育所でちょっと違うような認定こども園でどんな教育をされてくるのかっていうのを、きちっと綿密に考えていただきたいっていうのが、この私の思いなんですけれども。その辺まで確立されてしっかりした考えをいろんな有識者の方や専門家の方達の意見も聞かれて、ただ単にどんと建物を建てるんだっていうだけじゃなくって、その中身をしっかり考えていただきたいなっていうのが、この子ども基本条例のところなんです。そのところをどんなふうと考えられるかっていうのを町長の思いがあるのかなという。そりゃ立派な綺麗な建物が建つと嬉しいですけども、じゃあ中身どうなってるんだとかっていうような、教室はどうなってるんだとか、こんな教室だったらもっとこじんまりと小規模で子ども達が育つんだとか、っていうようなきつとそのノウハウがあると思うんです、専門家の方達の。だから、そういうこともしっかりこう聞いていただいて計画を立てるということをしていただきたいんですけれども。ちょっとどんなお考えがあるか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） ソフトだけ先に進んでもいかんし、ハードだけ先進んでもあきませんので。ただ、多気町はもうすでに認定こども園、津田で動いてますので、でその後、ゆたか園もやっていただいております。まあ、これも非常に子どもさんにとってはいい事かなと。例えばお茶をたてたりっていうのもそうなんですけれども。そんなことをやっておりますので、それをもう、それで造成とそれから中身のソフト関係とこれ並行してやってかんと、あかんと思いますので、そのように進めていきます。で、ご心配されてみえますようなこともまたご意見いただきながら、我々も一緒に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○10 番（松浦 慶子） あの、ソフトを先に進めていただいたほうがいいと、どっちが先かっておっしゃいましたが、まずそっち、そっちも並行してですけど、やっぱそこをきっちり確立して皆様に、住民の方達だったり、保護者の方に説明していただくことが大事なのかなっていうふうに思いますので、そういった保育のノウハウだったり、まあ小学校のノウハウもあると思う、中身のことでですね。そこをしっかり考えていただきたい。それで計画を立てていただきたいなという思いで、私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

（ 12月12日 10時57分 ）

（ 12月13日 9時00分 ）

（3番 木戸口 勉幸 議員）

○議長（坂井 信久） 4番目の質問者、木戸口議員の質問に入ります。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） おはようございます。それでは一般質問させていただきます。私は2点の通告をいたしておりまして、いずれも一問一答で質問をさせていただきます。

○議長（坂井 信久） 木戸口さん、マスク取っていただいても結構です。

○3番（木戸口 勉幸） はい。それでは1点目の質問に入ります。肥料価格高騰対策についてであります。

農業用燃料をはじめ、肥料、ビニール類、あらゆる農業資材が高騰し、農業経営に大きな影響が出ております。生産コストにどれだけお金がかかっても、農産物の出荷価格には反映されないため、農業経営は一段と厳しくなっております。化学肥料が急に高騰したのは肥料の原料であります尿素、リン酸、塩化カリウムのほとんどを輸入しており、輸入制限で原料が入りにくくなったのと、急激な円安によりまして、肥料価格が昨年比べて70%から倍近くの値上がり

になったところであります。そこで先般、臨時議会で決まりました農業者肥料価格高騰対策について伺います。

まず、支援金予算額 1200 万計上されまして、算出根拠であります、これは何から積み上げてこの金額になったのか。これに対します事業費があるわけでありまして、事業費はどれだけで 1200 万のいわゆる支援ということになったのか。それから、支援金の交付対象について伺いをいたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） ただいまの木戸口議員のご質問にお答えいたします。支援金の予算額の算出根拠につきましては、町内耕作農地の面積に対しまして品種ごとに本年の肥料単価をかけ、肥料のコストを想定し、例年からの高騰率を 1.7、国につきましては秋肥 1.4 倍としております。化学肥料の低減率を 0.9 といたしまして、想定される最大限の補助対象経費を算定したものでございます。その 10%につきましては補助額として予算計上を行ないました。支援金につきましては、町内販売農家を交付対象といたしまして、5 名以上のグループ単位で支援申請を受け付けるものとしております。また化学肥料の使用低減の計画の作成を、対策の条件といたしておるところでございます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3 番（木戸口 勉幸） ただいま数字的にいろいろと説明いただいたわけですが、実際ですね、この支援金の交付対象というふうに想定されておるのは農家でございまして、農家がどれだけの支援金の対象になるのかと想定されているのかをお伺いいたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） ただいまのご質問にお答えいたします。支援金の

対象は先ほど申しましたように肥料でございます。例えば、水稻のを例にとってあげさせていただきますと、水稻の肥料でセラコートというのがございまして、いわゆるこれは一発肥えという田植えのときに施肥するものでございまして、これの値段につきまして、今年聞き取りをしたところ、20キロ5,296円という値段が出ております。この肥料につきましては反あたり40キロ、2袋の施用が標準となっておりますので、1反あたりにつきましては5,300円の2倍で10,600円かかります。例えばこれ1町作ってみえる農家の方につきましては106,000円の肥料代がかかるかと思えます。これはあくまで今年の値段でございまして、昨年度の値段を推定するにあたりまして、先ほど申しました1.7倍の高騰率というのを割戻しますと、昨年度であれば1町あたり62,000円の費用で肥料が購入できたと想定されます。また化学肥料1割低減というのは国も目指しておりますので、1割につきましては低減率をかけまして、昨年度の値段を69,000円と想定いたします。この値段に対しまして、本年度106,000円が高騰額といたしまして37,000円になるかと思えます。37,000円に対しまして、国は70%の補助を25,900円、県は15%の補助を5,500円、町といたしまして10%をしまして3,700円、合計35,100円の助成をすることとなります。国、県につきましては、それぞれ農家に対しまして補助をすることとございまして、町といたしましては、単独で農協を通じまして、農家さんに対しまして3,700円の補助をさせていただくという予定で進めております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） ただいま縷々細かい説明をいただいたわけですが、農家らは細かい話はなかなか分かりにくいと思えますので。まあ例えばで申し上げますが、すでにまあ2番の項へ入っておりまして、どれだけ交付されるのかということでございまして、例えばですね、分かりやすい話、肥料を10万円分買うたということで想定をしたいと思えますが、それでいきますと、どれだけ上がって、それに対する今70%という話が出ましたんですが、それで計

算をいたしますと、非常に分かりやすい数字を並べるのが一番分かりやすいんで、今は水稻はこれぐらいのお金がかかるということで、細かく申し上げたわけではありますが、それを置き換えてですね申しますと、聞かせていただきたいんですが、仮にまあ水稻それからいわゆる果樹等々がございまして、10万の肥料を使った場合、まあこれは高騰しておりますので、それから高騰分というのが昨年対比でどんだけか上がると。いわゆる70から倍近くなるとということですが、農家はもうすべて農協の扱いがほとんどでございまして、一部はまあ肥料店もございまして、いわゆる後にならんと金額がなかなか分からん、その時にはいわゆる注文書なかなか見ませんし、どんだけ上がるとんかっていうのは、精算の段階で分かるわけではありますが、そこでですね、今申し上げましたように、10万と想定しますと、それでパーセントで上がった分ですと農家はこっだけ負担して上がるとんやと。それに対しまして、こっだけはいわゆる支援金として応援されるんやということを改めてお伺いしたいと思えます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 先ほどのご質問にお答えいたします。10万円の肥料代が今年かかったとすると、昨年度の肥料代は、推計になるんですけども、高騰率が1.7とした場合に割り戻すと58,000円であったと想定されます。それと化学肥料の低減ということで、0.9を割り戻したものが65,300円に、ちょっと今手元の計算ではなるかと思えます。65,300円と10万円の差額分が今年高騰したであろうと想定される金額になります。その35,000円に対しまして多気町の補助率10%を掛けますと、3,500円、県の15%を掛けますと5,100円、国は70%で24,000円というふうになるかと思えます。あくまで高騰した分に対する補助ということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（坂井 信久） 木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） これはですね、国、県、町ということで細かく言って

もらえたんですが、トータルして今の分で 10 万円に対してどんだけの支援金が出るということを再度確認をしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 先ほど申しました、国、県、町の助成を全部合わせますと、32,900 円になるかと想定されます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3 番（木戸口 勉幸） それではもうすでに 2 番の所へ入りましたので、3 つ目の質問をさせていただきます。

支援の対象となる肥料は、いつの肥料が対象となるのか。聞くところによりますと秋肥えと春肥えという申請を農協へ出すということになっておりますが、農協に聞いてみますと、もう秋肥えはすでに済んでおるというところがございます。この辺のですね状況とそれから支援金はどういうふうの流れで、農家のいわゆる支援金として口座へ入るのかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 支援の対象となる肥料につきましては、令和 4 年 6 月から 10 月までに購入または購入することが確実な令和 4 年の秋肥えで使用するものでございます。また、令和 4 年 11 月から令和 5 年 5 月までに購入または購入することが確実な令和 5 年の春用肥料の施用とするものが、支援の対象となります。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3 番（木戸口 勉幸） それでまあ、ご承知かどうか分かりませんが、特に秋肥えについては非常に出が少ないという状況だというふうに聞いております

が、町としてですね、どのように秋肥えに対して承知をされておるのかを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 秋肥えにつきましては、先ほど議員おっしゃられましたように、11月に国としての申請の締め切りをさせていただいたところでございます。町といたしましても、農協さんを通じまして、各農家さん取引のあるものを通じまして、こういった補助金が制度として今年新しくできたよということで周知をしていただいたところでございます。また、コメリさん始め、量販店さんにつきましても、掲示等で周知がされておるといふうに、お聞きしております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） はい、分かりました。ちょっと質問、聞かせてもらいますということで、ちょっと質問したんですが、支援金の交付スケジュールですね、要するにまあ流れですけれども、これについてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 先ほど申しました秋肥えにつきましては、締め切りを終えておりますので、これより県の協議会のほうへ農協さんを通じまして申請が上がっていくということで、年を明けまして、1月2月には交付の結果が示されるかと思っております。また、春肥えにつきましては2月末を目途に今進めておるところでございますが、申請状況によりましては延びる可能性もあるということで聞いております。それも取りまとめ次第ですね、交付を順次進めて参るということで、3月末を目途に手続きを進めてまいります。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） お聞きしましたのはですね、町から要するに 1200 万の支援金が出るわけですが、町から農協へ行って、農協から個人の農家の口座へ入るということを確認をしたいわけですが、そういう流れでいいわけですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） すみません、質問趣旨を理解しておりませんでした。おっしゃられるとおり、農協からまとめて交付申請を上げていただいて、それに対しまして交付決定を農協さんにさせていただいて、農協さんより各農家さんにお金のほうを補助していただくという流れでございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） はい、ありがとうございます。よく分かりました。

それから、4つ目であります、農協で肥料購入の場合は農協ということで、まあ大部分が農協やと思います。中にはですね、農協以外の肥料店、肥料を扱ってる専門店があるんですが町内にも、そこやら、それから量販店等々で買われると。まあ価格のこともありますんで、そういうことが結構あると思います。そういう場合ですね、すべて農家が代行して、そういう手続等をやるんだといううちらとか聞いとるわけですが、そういうことは農協でやってもらうことで理解してよろしいですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 申請の取りまとめにつきましては、多気郡農協にお願いすることから、町内の量販店等での肥料の購入につきましても併せて申請を農協は代行することとなっております。ただ、全く農協と取引が無いような農家さんがもしあったとすると、農協さんとしてもその取りまとめというのが難しいということで、秋肥につきましてそういうケースは無かったとお聞き

しておりますけども、これから春肥についてそういうケースが出てきた場合、県下の情勢を聞かせていただきますと、農業屋さん、コメリさん等で申請の取りまとめも行っておるとお聞きしておりますので、その辺をご利用をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） はい、分かりました。それから、その他の項ですね、若干お伺いしたいのですが、先ほど出ました「三重県も」ということでまあチラシ等も出ておりますが、三重県はさらに支援金の上乗せがあるというふうに聞いております。これの内容についてですね、課長に、どういった内容で上乗せをするのか、それはこのいわゆる支援金対策とは別枠なんか、それとも支援金の中でさらに乗せるんか、この辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 三重県の支援とおっしゃられましたのは、先ほど来ご説明をさせていただいております国が高騰分の7割を助成した後にですね、上乗せとして15%、町として10%ということでお話をさせていただいておりました15%というふうに理解しております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 肥料高騰対策の案内ということで、下に農家向けにですね、出ておりましたので、チラシが。勘違いしとる農家もあるかもわかりませんので、ちょっと確認をさせてもらったわけですが、三重県等ではですね、更なる上乗せというふうに書いてありますんで、そすと今の説明の話でそれ以外は無いいというふうに理解していいわけですね。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 肥料高騰の70%の補助というチラシかと思imasuので、その更なる上乘せというのは県の15%にあたるのではないかと思っております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） この項の最後にですね、町長にちょっとお伺いしたいと思imasu。肥料が大変高騰して70%から倍近くになったということで、農家はまあいわゆる精算の段階で分かるわけですが、これももう、どうしても肥料ってというのはやらんとええものが採れませんし、特に化学肥料はこんだけいわゆる元が上がっておりますんで、こんだけの値上がりになったと思うわけあります。さらに付け加えて申し上げますと、今年ですね、いわゆる令和4年産の柿についてはですね、非常にまあ生産量が多て、値段が非常に下がったということが現実なんでありまして、まあ生産者にとってはいわゆる肥料は上がるは出荷する価格は非常に安く、市場価格が安くなったということで非常に厳しくなっておりますが、まあ特産、多気町の特産品ということから見てですね、これらもですね、まあ昨年も米でいろいろ質問させてもろたんですが、少しでも支援をしていくという考えがあるかないか、その辺をですね、町長にお伺いしたいと思imasu。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） どういう目的のご質問なんかちょっと理解しにくかったんですけども、出荷かそういうのに対して、過剰生産ではないけれどもまあ非常に収穫量が多かったんで、その価格が下がったっていうための補償ということのご質問でしたか。ちょっとその辺がちょっと理解しにくかったんで。

○議長（坂井 信久） 木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） それはですね、補償とかそういう趣旨ではまったく見ておりませんので。非常にまあ特産品として生産をして、それでまあ要するに

売上が少ないので非常に苦しくなっておるということで、肥料が元なんですけれども、かなり肥料を入れやんとええものできませんので、それはそれで、どんだけかの幾ばくかの助成が出るわけですけれども。まあ町単でですね、いわゆるよその市町もそういうことも考えておるというところもありますので、そのいわゆる高騰対策も絡めてですね、町費で何かの考えがあれば非常にありがたいと思いますので、そういうことをお伺いしたわけでございます。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） おっしゃられたような内容につきまして、かなりの生産コストというかそれがかかっている、これをどうかというところにつきましては、また担当課とも協議しますけれども、現在のところでは今考えはございません。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） それでは1点目の質問を終わります。で、2つ目に入ります。

2点目は、みどりの食料戦略と有機農業についてであります。9月に引き続きまして、みどりの食料戦略と有機農業について、お聞きをいたします。昨年、国が示しました「みどりの食料戦略」を踏まえまして、有機農業にどう取り組み、実践していくかであります。2050年までに有機農業を全耕地の25%にするというふうに言われております。これは前回でも申し上げました。8年後の2030年に化学肥料30%削減の目標を掲げております。これはもうおそらく、どんどんどんどん言うてくるというふうに思います。それから、現行の堆肥作りはですね、地域ごとに堆肥作りをしております。しかし、これからは資源を活用した持続可能な循環型農業を推進していかなければなりません。「みどりの食料戦略」有機農業を考えた時、多気町には畜産堆肥、さらにきのこ廃の菌床、それから、もみガラ資材があるわけでありまして、この資材を使いまして、

良質の堆肥を作ってはどうかというふうに考えておるところでございます。菌床の堆肥は良質の堆肥として実証済みであります。環境に優しい資源循環型農業を目指す意味からも、菌床を使った堆肥を製造するべきだというふうに考えております。農地は化学肥料より有機肥料を必要としております。さらに農業従事者は高齢化が進んでおまして、重く扱いにくい肥料よりも軽量で扱いやすい堆肥の供給を考えていくべきだというふうに思います。完熟堆肥が製造できる堆肥センターというのが非常に大事なわけでありまして、必要でありますので、堆肥センターの建設につきまして、町長の見解をまずお伺いしたいと思っております。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） これまで木戸口議員含めてもう何人かの議員さんからも、有機肥料とかについてご質問いただいております。その有機肥料を使って学校給食にどうかというのも今までもたくさんいただいております。自分も町長になってから平成 23 年ぐらいから、有機についても何とか取り組めないかということで、一番多く取り組みかけてきたなあちゅうのが平成 26 年ぐらい。これは、バイオガスの発電所とともに、液肥を使ってっていうのがあったんですけど。これも実際これをやろうとしたらまあ地元の反対、まあストックしておかなければならない、材料一旦止めなければ、そこからもうかなりの臭いが発生するので、まあそういった分野で結構多くのところで、反対っていうか、俺のところでもそんなやってもらっては困ると。なかなか実現には、良いというのは分かるとるんですけども、実現には至っておりません。で、今やっと少し前向きに動いてきたなというのは、ホクトの菌床を言われましたんで、ホクトの菌床がだいたい 70 トン毎日出ます。そのうちの 50 トンはバイオマス発電のほうへ活用できる、残りの 20 トンが使えるというのはほぼ確定してきましたんで、これと畜産糞尿、まあ牛糞、鶏糞も含めて、どんだけ混ぜたらいいか、というのをこれから、ストックヤードがどこへできるかっていうのを含めて、JAさ

んと今年の夏前ぐらいから話をさせてもらって、やっとJAさんのほうも一緒に動いてくれました。昨日も知事とそれから県の農林水産部長のほうへも要望いたしました。県のほうの指導をしていただきたい、それから大学のほう、これ作るんはうちのほうでできませんので、事業者さんがいないとできませんので、まあそこら辺も含めて、年明けには何とかもう今度は推進体制をやろってということで、うちとJAさん、それから大学の先生ら入れてやっていこうということに、ほぼ前向いて進んできましたので、今朝も担当課のほうへは県から電話が入ってくるんで受けてくれってということになってきましたんで。これができるからになりますので、近いうちに、まあ場所もほぼ決められそうな、そこでやっていきたいと思っておりますので、これで一步大きく踏み出せるかなと今思っています。はい。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 非常に前向きでありがたい話というふうに、農家のほうは喜ぶというふうに思いますんで、ありがとうございます。現実にまあ有機のですね堆肥を作っとるわけですが、資源に限界がありますよね。まあ今までのやり方っていうのは、ものすごいええわけですが、結局土着菌もですね、土にありますその良質な菌、それを取りましてそれで作っておるっていうのは有機グループがやっておるわけですが、これもまあすごいええ効果で土が本当にもう柔らかくなって作物が非常によく育ちます。ほいで、どんどん進んできますと草も生えにくくなりますし、もう作っとるもんにも影響がものすごいええ影響が出てですね、ええとこぼっかなんですわ。土がもうふわふわになりますし、病気も少ない、虫が少なくなると、まあ好条件になりますんで、そういったことから質問させてもらっとるわけですが、ぜひ近いうちにですな、やっていただくということで、本当に非常に前向きな話でありがたいなあというふうに思います。まあ普通ですとこれで終わりなんですけど、一応、私のですね、ちょっと質問ちゅうよりもいろいろ申し上げて、私も調査研究等もいろんな人の

話も聞いてですねおりますんで、それも申し上げて、課長の話もまたお聞きして、それで質問のほうへこうあればしたいと思いますんで、ちょっと引き続きでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、一つ用意してきましたのは先進事例をですね私も用意をしてきて、日本国中ではかなりの多くの有機センターが作られております。その中でも、大きなちゅうんか立派な有機センターの例を申し上げますと、新潟県ですね、まあ遠いわけですが、魚沼でございます。魚沼と言えば、昔から米作りで大変有名なところであります。今でも、有機ですね、10キロ1万円で販売しております。これはもう全部予約販売です。ほんで、これはうまいっという、まあ素晴らしい事例なんです。そこで有機センターをつくつる事例を申し上げます。ここはですね、敷地が約5000平米のところへですね、6億6000万をかけまして堆肥を作っております。日12トン。かなり大きいわけですが、年間4300トンの換算をいたしますと堆肥を生産をしておるところでございます。日12トンとなりますと、単純に、まあ普通、扱いは20キロ袋の入れ物ですんで、20キロのビニール袋に入つるということですが、これがまあ600余り出るんじゃないかというふうに計算をいたしたところでございますが、まあそれぐらいの施設でございます。それから、管理運営はすべて農協がやつつるということでございます。ここでまあ、自費ではなかなかできませんので、農水省のですねバイオマス利活用事業のバイオマス交付金活用フロンティア整備事業という長たらしい名前ですが、これを使ってやつつる、まあ特にこれからは今申し上げました、みどりの農業で進めてかんならんということもありますんで、予算枠がどんどん付いてって、これはどんどんそういう話が出てくるんじゃないかと思ひます。そういった中でお話を申し上げるとわけですが、維持管理費は年間1900万かかるそうですが、有機が定着をいたしますともうこの売上でもう十分賄えるということで、うまく管理運営ができるとつる事例でございます。まあこれも一つ参考にしてもらつてですね、ぜひ近いうちに、お願ひをしたいと思ひます。お願ひというよりも建設をしてもらいた

い、というふうに思います。

それから、課長にお伺いをいたしますが、先般ちょっとお聞きしましたら、有機工場を見に行かれた、有機工場っていうんですか、有機堆肥の工場ですね、それを聞いております。その概要をお聞かせいただきたいと思いますが、行政の関わり、それから農協はどうしたのかが、中にはですねその三セクでいわゆる菌床とかそういうところが提供するところも、同じようにこう有機の合同で、いわゆる会社で言うんですか経営をしておるといふのがあられるわけですが、まあそういったことや民間がどこまで入っているのか、第三セクなのかどうか、それから、補助事業はどういうふうに分かれたのか。それから一番肝心な有機堆肥の原料。これはまあ菌床というふうにお聞きをしようと思うんですが、この辺もですね、有機堆肥の原料等について、他にもお聞きすることがあれば聞かせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 先ほどのご質問にお答えいたします。先日、先月の末なんですけども、11月30日にホクトという現在、多気町でも稼働しておる会社の廃菌床を使って有機堆肥を作っておるといふ全国的な中でですね、香川県にそういったものを作っておるところがあるよということで、お伺いをしました。東香川市というところにございまして、そこにもうちと同じホクトがございまして、菌床によるキノコの栽培を行った後、出てきた廃菌床を利用しまして、農地の有機肥料を作っておるといふことをございます。そこはですね、元々はもみ殻の有機堆肥を利用しておったんですけども、需要のほうが多くなって追いつかないというところから、農協が中心となりまして、廃菌床を使って有機堆肥を作ろうということで、今はもう東香川市になったんですけども、合併前の町とそこの農協とホクトが3社で会社を作りまして、それが振興公社というもので、そこにはホクトから2名、農協から1名という人員を派遣いたしまして、その方々で菌床堆肥を製造しておられるということをございます。

規模といたしましては、面積が 14,000 平米ということで、その面積に堆肥舎を作りまして、日量持ち込まれる菌床については 20 トン、それを毎日処理しておるといってございます。約 2 カ月から 3 カ月で堆肥になる、また先ほど言われとった生き物の糞尿とかっていうものは入れてなくて、菌床堆肥のみで発酵させて有機堆肥を作っておる、というところでございます。また、東香川市からは毎年 200 万の支援金をいただいて運営されとるということですが、特に、農協さんに販売した売上とかで事業としては今まわっておるといってございます。

また、使っておる農家さんも訪問させていただいて、その方は米農家さんだったんですけども、冬場の間に基肥として菌床堆肥を入れていただいとる。入れるにあたって、この公社のほうから散布機を持ち込んで、田んぼへ散布してもら。ただ、牛や、牛糞とかとは違ってですね、臭いはそれほど気になるものではないんですけども、やっぱり独特の臭いというものがございますので、そういったものを気にしながら、散布したらすぐに耕起するっていうような作業を繰り返して毎年使ってみえる。またそれによって収量も増加したということでございますので、先ほど議員おっしゃったその菌床堆肥については言うような実行結果があるかっていうことをおっしゃってたんですけども、今のところ、町といたしましても数字的なものは持っておりませんので、多気町でおきましては、そういった今使っておる農家さんのお声も聞かせていただくのが一番早道かなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 細部にわたって説明をいただきましたんで、ありがとうございます。

最後にですね、うちで使っておる、課長も承知をしておると思いますが、ホクトのですね、ホクトさんのいわゆる菌床ですね、これにはエリンギ、舞茸、ブナシメジという種類とそれから他にもあると思いますが、このうちまあ、そ

のうち非常にこう軽くて使い良いもんがどんだけまじっとって、どれがいいのかっていうのはよく聞かれるわけですが、この中でですね、今後使えるものとしてはどれが一番いいのかということで、一番乾燥した状態が一番いいわけですが、それについてはどういうふうに思われるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林商工課長（井田 保） 先ほど議員おっしゃられましたように、菌床堆肥につきましても水分量が一番ネックとなっております、先ほど香川のほうでもお聞きすると、20トン毎日運び込むけれども、堆肥になったときは5分の1になるということで、乾燥が進むことによって量としても少なくなってくるということなんですけれども。その栽培しとるキノコによりまして、菌床の種類もいくつかあるかということで、先ほど町長言いましたその牛糞を入れるとか鶏糞を混ぜるとかといったことは、これから研究していく余地があるのかなというふうに考えます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

○3番（木戸口 勉幸） 以上で質問を終わります。

○議長（坂井 信久） 以上で、木戸口議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩を取りたいというふうに思います。再開は9時55分といたしたいと思います。よろしく申し上げます。

（ 9時43分 ）

（ 9時55分 ）

（2番 志村 和浩 議員）

○議長（坂井 信久） ただいまから会議を再開をいたします。

ここで、傍聴人の方に申し上げます。入場後はお静かにお願いをしたいと思います。特に携帯電話につきましても、音の出ないようにお願いをいたします。

録音機、カメラなどでの録音撮影は、議長の許可を得た場合を除き禁止といたしております。また、拍手や会話などは慎んでいただき、ご静粛にお願いをいたしたいと思っております。議長が傍聴に馴染まないと判断した場合は、退場をお願いする場合がございますのでご了解願います。

それでは、5番目の質問者、志村議員の質問に入ります。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 2番、志村和浩、一般質問させていただきます。よろしくお願いたします。質問は一問一答方式、質問事項は1点のみでございます。多気町のデジタルトランスフォーメーションについて、でございます。それでは質問に入らせていただきます。

令和3年4月からデジタル戦略室が設置され、取り組みが進められている多気町のデジタルトランスフォーメーション、以下DXと言いますが、令和3年3月議会では、昨年3月ですが、ICT計画の推進、多気町独自のICT計画策定ですが、あるいは各種業務の改革、これは事務作業の効率化、そして町民サービスの改革、これは各種手続きや施設の予約などをオンライン化する、そして、マイナンバー全般に取り組むとのご答弁でした。しかし、今年6月にはデジタル田園都市国家構想推進交付金の地域に採択されまして、周辺5町による三重広域連携モデルでの取り組みがスタートするなど、多気町のデジタルトランスフォーメーションを取り巻く環境が当初よりも複雑化しております。そうした状況の中、間もなく3年目、来年4月でございますが、3年目を迎える多気町のデジタルトランスフォーメーションの状況について伺います。

まず1点目です。令和3年3月議会、昨年3月議会では「町民サービスの改革に向けた各課の課題把握はこれから」という事のご答弁でしたが、行政手続きのオンライン化を核とした町民サービスの改革はどの程度進んでいるのでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） それでは、志村議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。まず手続きのオンライン化による町民サービスの向上につきましては、担当課と協議をして徐々に進めているところでございます。まず、マイナポータルを活用した手続きといたしましては、引越しワンストップサービス、それと妊娠届が来年から始まる予定でございます。それ以外では町独自のオンライン手続きとして、すでに進めておるわけでございますが、水道使用の開始・中止の申請、そして公民館講座の申し込み、マイナちゃんカーの予約、県外で住んでいる学生へ応援メール便、そして各種アンケート等、こういったものを実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） まず行政手続きのほうでございますが、水道使用や公民館講座、県外の応援メールとまあいろいろありますが、前回の議会答弁で「町政運営の課題把握をします」と。いわゆるそれは全庁あらゆる課がこういう例えば今までは書類でのみの窓口申請を改革しなければならないですとか、そういうことを課題をですね洗い出して、それにデジタル化の技術をどこまで活用できるかということがあって、それで今に至っているんだろうなと思うんですが、今、いろいろ挙げさせていただきましたけれども、行政課題の洗い出しというのは終わったんでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） 各課の課題という部分につきましては、こちら毎年度何て言うんですかね、終わるものもあれば、引き続きっていうものもございまして、だいたい毎年ですが、4月または5月ぐらいにですね、デジタル推進プロジェクト会議っていうのを開催しております。この推進委員につきましては各課から選出された推進員となっております。その後ですね、推

進委員に対しまして、日常業務についてちょっと何か困ったこととかご意見無いかというヒアリングを行わせていただきます。そしてまたですね、その推進委員のほうからですね、業務改革、または業務改善できないか、何かそういったものが無いかというのを提案書という形で提出していただきます。それにつきまして、当室がその課と一緒に検討していくというふうなところでございます。あと、終わったものにつきましてなんですが、昨年度、令和3年度のそういった業務の改革の提案につきましては、4つ提案があったわけですが、そのうち2つは終了しているというようなこととなっております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） そもそも、間もなく来年の4月で3年になるわけですが、国の当初のデジタルトランスフォーメーションの推進計画ですとかいろいろその手順書ですとか見ますと、令和4年度にはおおよその利便性に向上する手続きのオンライン化はほぼ終了という当初予定で、いろんな資料が総務省から発表されておりますけども、あ、内閣府ですね、それを見ますと多気町なんかこう遅れてるんじゃないかなあという心配もありながらのちょっと質問させていただいているんですが。例えば今ご答弁いただいたその日常業務のですね提案書、推進会議を経て提案書が4つと。これ、すみません、中身が分からない人間からしてみると、なんか4つって少ないような気がするんですが、その4つのうち2つが実現しておりますという、残りの2つということですが、ちょっとその辺の、数と、いつまでに、これ令和4年度でほぼほぼ終わる予定だったものが、こういう状況が遅れているのか遅れてないのか。ちょっとその辺のお考えをちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） はい、いろいろオンライン手続きとかまあ

そういったものも徐々には進んでいるところがございますんですが、それぞれですね、町によって、その課題にあたる部分が違うかと思えます。例えばですね、まあ市のようなレベルの窓口に関しましては、手続き、住民票取りに行くとかでも並んでですね窓口のほう待っていただくとか、そういったことを課題としてございます。そういったところをオンラインでこう解消していくってというような部分をまずこう取り込まれるっていうところもございますんですが、我が多気町につきましてはまだですね、そういった並んでっていうところまではございませんので、そちらを、まあ後々にはマイナンバーと連携しての書かない窓口とか、そういったことを取り組んでいくことにはなっておるところなんです、今ちょっとそちらに注力するというよりは、また別の部分でというようなことで、現在のところ進めておるところでございます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） そうですね、私も三重県内の動向を見ますと、進んでいるところは確かに進んでいますよね。例えば、桑名市、川越町、伊賀市、松阪市、伊勢市なんかもそうですけれども、デジタルのオンライン化でこれだけの手続きができますっていうホームページを見ますともうすぐにそれが分かるようになっていて、確かにもうそれを見ますと、家に居ながら窓口業務行かなくてもそこで申請が出来るものたくさん結構出てきてますね。で、なぜ三重県内でこうまでこう差が出てきてるのかなあと、いうところがまず一つ気になっているんですね。で、多気町がデジタル戦略室を立ち上げたのは県内でもこれかなり早い時期に立ち上げていただいたんだらうなと思ってますので、それがこの2、3年の間にですね、そこまで差がついてしまったのが、それが並ぶか並ばないかっていうところでの自治体の判断なのか、でも並ばなくてもですね、仕事の合間に育児の合間にその窓口に行かなくてもできるっていうことは、これは町民福祉にとっては大変意味のあることだと思うんですが。その並ぶ並ばないだけが理由では無い気もしますんで、ちょっとその辺のですね、お考えを

ちょっとお聞かせいただきたいんですけれども。それからその並ぶか並ばないかっていうことで、窓口のオンライン化を早急にするかしないかっていう、そういうことなんでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） 失礼しました。並ぶ並ばないという部分ではなくてですね、多気町は現状並んでいただいていないということもあるんですが、確かに議員おっしゃられるようにですね、人と人どころ窓口で会ってですね、そしてこの方の何て言うんですかね、いつもと違う様子とか、そういったことをこう感じ取ってですね、対話して、ケースワークするような業務もございます。確かにそういう部分では、そこはすべてオンライン化っていうわけにはいかないと思いますので、そういった部分は残しつつですね、住民の皆様がやはりこういうふうにして欲しいというニーズを元にですね、その部分から手を付けていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） まさに町民ニーズにお応えをしながらということですが、そうすると、今まあ途中の段階ですと来年度、2023年度にはニーズにお答えしたオンライン化が整うという理解でよろしいですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） そうあれば一番いいんですけど、各課とそこら辺の、どういったお客さまが求めてみえるのかっていうのも、情報共有しながらですね、あと、そのシステムの改修とかもひよっとしたら起こってくるかと思えますんで、そこのですね費用もまたちょっと検討の中に入れながらですね、ていうことで、来年度、23年度には全部というわけにはいかないと思います。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） そうすると当初これ戦略室は5年間の期間限定ということでお聞きしてありますが、まあやっぱり5年間かけられないとそこまでいかないということよろしいですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） 当初の目標はおっしゃられるとおり5年間というようなところで、そこをまず一つの節目に持っていきたいなど。と言いますのも、システムの標準化もございまして、それと含めて持っていきたいなど思うんですが、あくまで目標でございます。その後も、検討しながら進めていかないといけない部分もあるかと思っておるところでございます。以上です

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 私もいつに100%の状態になるということは全くそこまでは思ってません。こういうことはできるところから徐々に徐々にということもおっしゃっていただきましたが、ただ、その徐々に徐々にがですね、やはりデジタルって便利だな、使いやすいなって、やっぱり早い段階に思っていたかかないとですね、なかなかこれ浸透していかないだろうなど。で、気付いた時にはもう戦略室が解散しているとかっていう状況にならないように、できるだけ、まあこれは広報、PRも含めてのお願いですけども、やはり今オンライン化できているものもですね、果たしてどれぐらいの町民が理解されているか知っておられるのか、そういうこともこれからちょっと気にしながらですね、逐一発信をお願いしたいなどと思っています。

次に移ります。2つ目、デジタル戦略室は現在4人の職員で構成されています。以前は専門的な知見を持つ地域活性化企業人がおりましたが、現在はそうしたサポート体制が見られないため、今後想定される高度なデジタル技術の知

識や能力、経験が求められる場面での対応が困難なのではと懸念しています。また、地域においても技術を持つ人材や企業を育てていく発想が必要と考えますが、今後の人材育成や確保についての見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） ただいまの質問についてですが、議員がおっしゃられますように、デジタル推進のための企業人につきましては、令和4年3月末で契約が切れて、それ以降不在の状態となっております。その後、業務の効率化を図るべく適した人材を派遣してくれる企業は無いかという模索のほうもしておりましたところですが、現時点では見つかっていないような状態でございます。確かに、今後さらに進むデジタル化に対応すべく、こういった制度を活用して取り組んでいく必要があるかとそのように思っております。現在、専門的な分野を相談する人材といたしましては、地域力創造アドバイザー契約をしております大日本印刷株式会社の方がみえます。その方は東京在住ではございますが、頻繁に当町のほうへお越しいただいたり、時にはリモートで様々なご助言をいただいております。また、当室の係員も様々な研修を受けまして、デジタルの技術の知識や能力、こういったものを身につけてですね、各課のサポートを行っているところでございます。また、地域における人材についても議員がおっしゃられますように必要と感じております。デジタルを活用した地域課題の解決には、地域の声が必要でございます。議員の皆様からも様々なご助言をいただけるとありがたいと思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） これもまあ国の資料ですが、デジタルトランスフォーメーションのホームページを見ますと、その外部の人材スキル標準解説書というものが公表されています。もちろんご存じだと思いますが。本当にそれを見ま

すと、このデジタル化トランスフォーメーションに自治体に取り組むためには、こんなにも大変な人材が必要というふうに国も思ってるんだなと。僕もこれ見て驚きましたけれども。これは、とてとても自治体だけでは、これだけの人をですね、職員としてはやっぱりなかなか体制としてはお持ちできないんだろうなと維持できないだろうなと思います。なので、いかに外部の方との連携ですとか、それこそ色んな国の施策、企業人もそうだと思いますが、そういうものをいかに活用できるかだろうなと。残念なことに、企業人が、これが今何もこのデジタル室に関しては人材がおられないということですね、分かっているながら、なぜそこをこう早め早めに着手しなかったのかなというのは非常に残念で思っております。

で、今例えば今、その地域創造アドバイザーの大日本印刷の方の例を挙げましたけれども、振り返りますと、多気町はスーパーシティを申請をした時から今に至るまでですね、その三重広域連携スーパーシティ推進協議会というものは立ち上げましたよね。で、その中には会員企業が32社だったかな、32社が、企業さんがそこに加わっていただいていると。つまり、行政だけじゃなくてそういう専門知識や技術を持った企業さんも一緒になってデジタル化を推進していく、そういう会議体、そういう協議会として設置されたわけですが、何故そこからそういったサポートがなされないのかなと思うんですが、そこに関してはいかがなんでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） はい、ただいまのご質問、私のほうから答弁させていただきます。当時、スーパーシティ協議会の関係をしておりましたので、ちょっとその辺のことも含めて回答させていただきます。確かに、議員おっしゃいましたように32社、今32もうちょっと増えとんのかな、ございますけれども、すべてデジタル関連の企業さんばかりではございません。環境部門もあれば、本当に農業部門とかいろんな部門がございまして、実際は3分の1ぐらいかな

と思います。確かに当初はですね、そのような形で企業人として入っていただきたいちゅう思惑はもちろんございませんでした。スーパーシティ事業、そして今はデジ田になりますけど、それを行うための、何ちゅうんかな、サブなりそういったフォローをしていただくための企業さんでありました。先ほどですね、確かに議員さんおっしゃいましたように、そういう考え方もございますし、ここまできましたらですね、確かに常駐の外部人材おりません。確かになかなか担当課も四苦八苦している所もございますので、ちょっとその辺も選択肢に入れてですね、今後ちょっと検討していきたいなと思います。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） あのう、私はそのデジ田だけの話今してるわけではないので、先ほどから申し上げているその行政サービスのオンライン化ですとかあらゆる業務の効率化も含めてですので、もう間もなく5年間のうちの3年目に入ろうとしているので、果たしてこれからまあ人材を投入したらかなりのスピード感を持ってやっていかなきゃいけないという事も少し危機感を持っていただきたいなと思いますのと、それから先ほど、内部の職員にも研修や勉強をしていただいて、各課のサポートをしていただいているということですが、皆さんこの多気町役場職員の皆さんへの研修会やワークショップというのは、この2年間どんなことを、今までどんな中身でやってきたのか、教えていただけますか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） 内部職員への研修等でスキルを身につけていただくという部分でございますが、例えばですね、まずAI議事録、こういったシステムをですね使って会議等の記録をもう少し効率良くまとめられないかというような部分の、そのシステムの紹介、勉強会というか、そういった

こととかですね、あとウェブ会議のシステムですね、ズーム等、こういったものも勉強会のほうさせていただいております。あと、L o G o フォームというものがございまして、これ行政のネットワークのL G W A N、こういったものを活用したですね行政間のネットワークの部分であったり、これを活用してですね、何て言うんですかね、一部電子申請っていうのもこれ行ってもらっている課もございます。先ほどちょっと答弁させていただいたようなことになっております。あとそういったものとか、あとホームページもですね、情報発信っていうのは非常に大事かと思っておりますので、そういったホームページの作成の勉強会とか、まあそういったことをこの2年間でさせていただいたところがございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） まあ、今、あのう、これからは先ほど外部との連携も前向きにですとか、職員研修もこれから引き続きやられるんでしょうけども、そういうことがこの5年間でどこまでの目標でですね人材を整えるのか、そして途中段階で国や県や民間の力をどこまで借りるのか、今日のご答弁でも、大日本印刷の方がお一人という名前が具体的にあがりましたけども、その体制でこれからもいくのかいかないのか。その辺がちょっとまだはっきり分からないので、ちょっと2項目の質問で最後にちょっとその辺の最後確認なんですけど、今の体制を来年度から改めるのか、今の中で頑張っていくのか、そこだけちょっと最後確認をしたいんでお願いします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） ただいまの答弁でございますが、明らかに確かに人材不足、人数不足まず感じておりますし、人材につきましてもですね、非常に確かに難しい分野でございます。その辺、その中で例えば増員とか、あと外部の人材含めて少し体制を立て直しが必要というふうに考えておりますので、そ

れを頭において進めていきたいと思います。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 重ねて、地域への人材育成ですとか企業への研修制度、地域全体をもう少し知識や技術、考え方をもう少しレベルアップしようということですが、今見ますとこの2年間の間に、商工会、観光協会、事業者も含めてですけども、このデジタルに関する勉強会や講演会、講習会っていうのはそんなに頻繁に無かったような気がするんですね。先般のデジタル庁の統括官もこれは議会向け、町の担当課向けっていうことだったものでオープンではなかったわけですが、そういう町民向けのもう少しその、このあたりのデジタル地域通貨もですね、いきなりいろんな言葉が飛び交いますが、果たして何人の方が理解できてるのかなと、いう心配もありますので、そういうところに関してはこれからどうですか。町民へに関しての勉強会、講習会、そういった機会を設けるか設けないか、それをもっともっと頑張っていくのかどうなのか、ちょっとその辺のお考えを聞かせてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） 町民の皆様に対しますデジタルを活用したという部分の推進につきましてなんですが、まずですね、大前提にですね、誰一人取り残されないという部分がございます、現在、全くデジタルの機器を持ってみえない方を対象にですね、まずは「はじめてのスマートフォン教室」というのを開催させていただいております、夏に8回、そしてこの秋から冬、11月12月にそれぞれ1回ずつですね、本日も今日昼からするわけでございますが、そういった方にまずデジタルに親しんでもらおうというような取り組みをまずしているところでございます。あと、企業の皆様に関しての部分なんですが、それぞれ各企業の方針というのもございますので、そこでご自身でですね、そういった講師さん雇ってやってみるところもあろうかと思いますが、

町としましてできるところはですね、議員おっしゃられましたように、多気町のほうに何度か来ていただいておりますデジタル庁の統括官、こういったような方をですね、招聘できるようでございましたら来ていただきまして、そして企業を始め、町民の皆様に聞いていただけるような、そういったことも今後検討していければなどと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） いろいろご検討いただいているということですが、具体的に、来年度あるいは近々の予定計画もですね、またぜひ教えていただきたい。それをまた町民にもぜひ早め早めに公表していただきたいと思います。

次へ移ります。3つ目です。多気町の一部地域では、今現在、携帯電波が届きにくいエリアがあり、オンライン通信が困難な状態に置かれている方がおられます。デジタル化を推進する上で地域格差はあってはならない中、今後の対応についての見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） ただいまの質問について、お答えさせていただきます。議員おっしゃられるような、そのようなですね、エリアがございましたら、総務省のほうへ要望を上げさせていただくことができます。ただし、住民の居住地域で、具体的に言いますとNTTドコモ、KDDIはAUですね、ソフトバンク及び楽天モバイルによります携帯電話サービスがこの4つともですね繋がらない、全く利用できない地域というふうになっておるところでございます。もしよろしければですね、そのような地域を教えてくださいましたら、年1回ではございますが、要望の時期がございますので、総務省のそういった調査のほうに要望のほうさせていただきたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） ご答弁で「そういうところがあれば」ということでいただきましたけど、逆に言うと多気町としては、町内にそういうエリアがどこにあるのかっていう把握はされていないんですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） えっとですね、国のほうの過去のそれぞれの自治体の調査を基に挙げられました、そういったデータによりますとですね、多気町 100%つながるっていうふうに現在のところ把握されているようでございまして、もし議員おっしゃられるようにそういった地域がございまして、落ちてたら本当に申し訳ございませんのですが、認識としては 100%何かのモバイルが使えるっていうふうに、そのように認識しておるところでございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 分かりました。多気町としては 100%町民の方は使えるというまあそういう認識だということで、それに当てはまらない方がいらっしやったらということで、私も今確認できましたので、そのように申し伝えたいというふうに思います。

それでは4番目に入ります。デジタル田園都市国家構想交付金事業として進めている4町共通デジタル地域通貨ですが、11月下旬に事業者向け説明会が開催され、加盟店の募集が始まります、まあ実質は始まっています、ですね、始まっています。説明会に参加された事業者の方からは、加盟店登録について慎重な声や否定的な声も聞かれます。主な理由としては、加盟店が売上げを現金化できるサイクルが説明会の中身で言いますと月に1回、15日締めと、毎月15日に締めるということでしたが、その点や、それから売上金を送金してもらう口座を必ず三十三銀行に作らなければならない、ということ。そういったこ

とがですね、やっぱり事業者さんにとってはかなり負担を、あるいは我慢を生じるといってことでメリットが感じられないというようなことでした。そうした負担を事業者さんに強いてでも、このデジタル地域通貨の実施する意義とは何なんでしょうかと。これ、前回9月議会でも、このことについて取り上げさせていただきましてけれども、改めて見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） ただいまのご質問についてですが、議員おっしゃられますように、9月議会でもお答えさせていただいたところもございますが、まず運営組織を地元にご置くことによりまして決済資金等を地域で循環させることによりまして地域経済の活性化が見込まれます。また、今後将来に向けて、町の支援事業、例えば、地域振興券のデジタル化であるとか、ボランティアポイントや健康ポイント等のポイント付与など、様々な施策と連携して、町民の皆さま及び事業者の皆さまの支援に繋がればと考えておるところでございます。また、他のデジ田事業であります観光ポータルとの連携により、観光客の誘客による外資の呼び込みも地域経済の活性化に繋がるのではないかと考えております。その他には他のデジタル通貨は、購買データが東京などの運営会社に持っていかれてしまっておりますが、この取り組みでは地元の運営組織が購買データを集約することができますので、この地域特有のマーケティング戦略を検討することが可能になります。今回提案させていただいておりますデジタル地域通貨は、スタート時点ではまだまだ他のデジタル通貨より便利ではないかもしれませんが、将来に向けては、地域の皆さんと一緒にこの地域に合ったものに作り上げていくことができるものと、そのように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） まあ、9月議会の時から一貫して、一つは地域経済を活

性化するというお言葉を何度もいただいております。が、まずその運営組織を地元に着く、これ一般社団法人のことだとは思いますが、運営組織が収益を上げるその術は手数料収入でしか今はないのではないかなど。で、今、この間の説明会では、手数料は当面まあ0円、まあこれは国の交付金も使える時期ということもありますので、手数料は0円ですと。ということだとすると、これは国のお金で今は回していけるけれどもと、まあちょっと先のことはまだ分かりませんということです。で、もう一つ、その地域経済の話で言いますと、地域の経済を担っているのがこの町内で商いをしている事業者さんであることは間違いのないわけで、その事業者さんがこの地域通貨が「非常に使いにくい」んだと。その大きな商店はまあ置いといてもですね、やっぱり町内には小規模な事業者さんがほとんどですが、月に1回しか現金を還元できないということは、1カ月間売り上げを現金で持つことができないっていうことは、これは大変なことです。さらに今のこのご時世の中で、それを強いるということはかなり事業者さんにとっては負担の大きいことだということ、多分おそらくお分かりだったんだと思うんです。この、これを始めるにあたってですね、これを事業者さんに強いることは大変困難を、まあ皆さんにもう我慢を強いるものだろうなということ、おそらく担当課の皆さんも分かっておられたらと思うんですが。地域経済の発展をしていくためには、なんでこの辺を解決しなかったのかなど。ペイペイ、大手ですけどペイペイなんか見ますとですね、もう翌日、翌日には現金が口座に入ってるんです、売上が。なぜ、そういうことを検討せずに、あるいは月に1回でよしと判断を下したのか、ちょっとその辺をですね、先ほどのその地域経済を循環していきたいんだ活性化していきたいんだということと、実情とが合致してないんじゃないかなと思うわけですが、いかがですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） 確かに議員おっしゃられますように、今回

取り組みますデジタル地域通貨につきましては、そういった面の不便をおかけする部分もございます。ただですね、三十三銀行、こちらのほうにも今まで行いました説明会の時にもちょっとご質問上がってて、それでちょっと確認したところでございますが、月1回がまず原則なんですけど、もう頻繁にですね、その売り上げの流通があるというような店舗さんに関しましては、その都度相談いただきましたら、月1回という部分をですね、まあ例えば月2回とか、まあそこら辺も対応は可能であります。逆にそんなにこう流通がなくてですね、月1回も多いわ、まあ何ちゅうんですかね、三十三銀行に口座を持ってみえないところにつきましては、手数料の問題とかもございまして、それでは多いわっていう話になった場合は月1回を月2回とか、あ、すみません、2カ月に1回とか、まあそういった柔軟な対応はさせていただきますというふうに伺っておるところでございます。あのう本当に不便な部分もございましてですが、将来に向けてですね、色々そういった部分のですね、解消できる部分は一緒になって考えていきたいと、そのように考えておるところでございます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） まあ担当の方が「不便を承知で」というふうにご答弁いただいたからにはですね、やはり事業者さんがそのこういう不便、あるいはでも多気町に協力をせないかと。このデジタル地域通貨はやっぱり多気町を盛り上げるためには必要なんだと。だから、多少の我慢はあっても、皆で使っていこうや頑張っていこうやっていうことにするためには、この間の事業者説明では、「もうやめた」と言う方が実際におられるわけで、三十三銀行さんが相談に応じますっていうふうな話、今伺いましたけれども、もう始めの「月に1回」という資料を見せられた途端にですね、諦めてしまう方がすでにおられるわけですね。なので、そういうことを先送りせずに、あるいは「相談があったら、しますよ」ではなくて、やはりもっともっと丁寧にするべきだったのでは

ないかなと思います。

で、2つ目に、これからこれを導入するとボランティアポイントや健康ポイント、そういったことをこれからもう盛んにしていくんだっていうふうに言っておられますが、先般の事業者説明会では、一行その辺のことが書いてあるだけで、深くは説明ありませんでしたし、事業者さんにとってもそんなことや
るんかいなと、書いてあったかなと、というようなご意見ですが、そこが重要だとすると、もっとやるべきことがあったんじゃないかなと思うんですが。果たして地域経済をする事業者さんに我慢を強いて、こういったポイントや健康ポイントをするのであれば、どっちを優先してこれから取り組んでいくのかっていうことが非常に分からないんですが、今時点で、このデジタル地域通貨は、健康ポイント、ボランティアポイント、そういったことを取り組むその先には何をしようとしてされているんですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） 健康ポイント、ボランティアポイント等の取り組み、確かに説明会の時にはわずか一行というようなことで申し訳ありませんでした。と言いますのも、今年度、そこまでちょっと取り組みができないというような現状がございまして、来年度以降ですね、その部分については取り組んでいきたいと考えておるところでございまして。あと、その先なんですけれども、健康ポイントでございましたら、よりこういったインセンティブをつけることによりましてですね、健康の増進につながっていただければ、例えば健康相談とか健診とか来ていただいたら、その時点でもう、あのこれはちょっとまだ担当課と詰める前の話で、ちょっと私思っているところで申し訳ないんですけれども、そういったことをポイントを付けるというようなところやっている自治体も他にはございます。そういった先進事例もこう取り入れながらですね、町民の方の健康増進に繋がればというふうな部分でも、今後皆様と一緒に検討していきたいとこのように考えておるところでございまして。例えば

の話、あの一例でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 最後の6項目目の質問にも絡む話ですので、一旦これについてはここまでにしたいというふうに思います。また、後ほどちょっと今の質問の中に絡む話も出てきますので、またお願いしたいと思います。ひとまず次の5番目に進みます。

4町共通デジタル地域通貨の名称が「美村ペイ」と発表されました。これは片仮名のV I S O N（ヴィソン）、先般の大型商業施設でございますが、V I S O Nの知名度を活かして、域外の方へ響くようにブランディングしていくためといった理由が説明の中では述べられておりましたけれども、このことは今年度事業として取り組まれている地域共通ポータルサイトや観光ポータルサイトにおいても同様の考え方で進められているのでしょうか、ということでございますが、通告書を書く段階ではですね、まだ中身についての発表がなかったんですが、その後12月2日の全員協議会では、ポータルサイトの名称も「美村」にしていきたいんだという方向の説明もございましたが、改めて、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） ただいまのご質問についてですが、この事業につきましては三重県が事業を実施する際に「美し国三重」とそのように名称付けていることに倣いまして、5つの町は美しい町、美しい村、ということで漢字で「美しい村ー美村ー」という名称が決まりました。この地域の活性化には、議員がおっしゃられますように、地域のブランディングとして域外に発信していく必要もあり、施設の多気町内にありますV I S O Nと連携してこれからこれらの事業の取り組みを行っていくというコンセプトがあり、漢字の「美村」というネーミングになりました。議員ご質問のデジタル地域通貨の「美村ペイ」以外の事業につきましては、まず地域共通ポータルサイト、こち

らはシンプルに「美村」、美しい村ですね、漢字で美しい村ですが、シンプルに「美村」となっております。これは5町のエリアを「美村」と呼ぶということから、このエリアの情報発信という意味でそのまま「美村」という名称に決まりました。次に、観光ポータルサイトにつきましては、現時点は名称は決まっておりません。協議はしておるところでございます。時間的に制約もあり、近日中に最終決定する、このような予定となっております。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 少し各論に入る前に、まあ言葉の確認なんですが、「ブランド」って何だと思っていらっしゃいますか。地域ブランド、まあ今回そのV I S O Nっていう既に建っておられる大型施設のV I S O Nをまあ知名度を活かしてブランドしていくんだという説明が前回、全員協議会でもありましたけども、その「ブランド」って何ですか。「ブランディング」ですね、「ブランディング」。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） V I S O Nという名称のブランディングについてなんですが、ちょっとこれは、デジタル庁の統括官にも助言いただいた部分ではございますが、例えば全国からですね、この地域のことを知っていただく、その一番手っ取り早いと言うか、見ていただくならこのネット社会の中、検索サイトでですね、V I S O Nっていうふうな名前をまあどんなところなんだろうなっていう施設のほうのV I S O Nですが、検索した時にですね、そのV I S O Nと一緒にあって連携して行なっているこの取り組み、デジ田事業の取り組みでございますが、これも一緒にサイトのほうに上がってくる、まあ「美村」という名前ですので上がってくる、プラスですね、V I S O Nのホームページにもリンクはしていただくようなお話も聞いておまして、この地域以外の方が興味を持っていただいて、この地域に来ていただいて、こういったサー

ビスを使っていたっていう、外からの誘客もすごく今回の事業、肝になっておるところでございまして、そういった名前からこの事業を盛り上げていくというような部分で、この名称のブランディング設定というようなことになっているところでございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） そうすると、今回「美村」という、漢字の「美村」という名前を付けましたけれども、これは単なるデジタル電子通貨ですとか、ポータルサイトの名称を「美村」にしましたでは済まない話ですよ。今もうやっぱりこれからこの5町のエリアを「美村」って呼んでもらうんですと。その中、多気町、大台町、明和町という行政名はとりあえず置いといて、エリアを「美村」と呼んでもらうんですと。つまり、ここに住んで暮らしている町民の皆様も、私たちの村は「美村」なんだ、町は「美村」なんだということを、事業者さんも自分たちで一生懸命発信してくださいと、いうことなんですね。これ非常にあの重たいと言うか、重要なことなんだろうなと思うんです。先般の説明では、なんか名称が「美村」になりますってというようなニュアンスでしか説明がなかったように思うんですが、となると、何が心配かと言うと、当初からこの5町では広域でブランディングをしなきゃいけないよねっていう、そういった課題認識があったんですか。今回それを取り組むということになりましたけれども、そもそも明和町は斎宮の町、多気町は食の町、奥伊勢、大台町、それぞれ今頑張っておられますが、広域で手をつないでブランディングしなきゃいけないよねっていう課題意識は当初からあって、こういったことを取り組まれておられるんですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） 当初の認識でございますが、あの正直言いますとそういった課題というか、それぞれの町の特徴を活かして取り組んでい

こうというような部分で、名称も全然違うもので考えておったところでございます。ただですね、何度かデジタル統括官が来ていただいた中で、やはりそれぞれの特徴のある町これも活かしていかなきゃいけない、それを連携して活かしていくためには、この地域の中の住民の方達はもちろん大事で、そういった方にもより良いサービスをうけていただくちゅうのも大事なんですけど、外からの集客によりましてですね、移住定住とか人口減少のそういった課題にも取り組んでいきたいというような部分がございまして、今回そういった外へ向いての発信という部分でこのような名前を考えたところでございます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） あの、地域をブランディングする、つまり地域の価値を地域の方たちが分かりやすく外に伝えていくっていうことの活動ですよ。なので外の発信は結構ですが、そこに暮らす人たちにも同様以上のパワーで、こういった「美村」という名称を使ったブランディングというのは町民に対しても大事なことです。長野は「長野りんご」と言わずに「信州りんご」でずっと売ってます。それはなぜかという、地元の方々、県民の方々が自分たちは信州っていうほうが身近だし、長野県よりも信州だということで団結力が増している。だからこそ、信州をブランドっていう名称に使ってるんですね。なので皆さん愛着を持って大事にされてますよ、信州という言葉はね。今回「美村」という新しい言葉は付いたわけですけども、恐らく今町民、この5町の中でほとんどの方々があそこにできた大型施設のVISIONをもちろんイメージしますよ。まあそれが狙いなのでそうだと思います。でも、あそのVISIONではなくて、美しい村と書いて「美村」、これを浸透させるのであれば、「美しい村」とって何ですか？っていうことがまずきちっと言葉として定義しておかないと、これどういう、どういう言葉なの？私たちは何を訴えたらいいのっていうのが分からないままだと思いますし、これ、僕6月議会では多気町の観光施策についての話もちよっとさせてもらいましたけども、これから多気町の観

光政策について総合計画無いですよねっていうことで計画作りが必要だと思いますと。で、それを受けて今、多気町の観光協会、商工会の観光委員、あるいは観光協会の中では、自分たちでこれからの多気町の観光の未来を語り合っ
て、そしてどういうキーワードで外に発信していったらいいのかっていうのを
議論されてます。その中には当然、漢字の「美村」なんて言葉は一言ももちろ
ん出てきてません。では、そういうところとこの「美村」をこれからどうやっ
て合致させていくのか？それはこれからの課題で済む話なのか。あるいは多気
町の観光施策で広域で「美村」を取り組むってことは、すでに計画あるいは計
画するっていう書類まで作らなくても、観光の担当の職員たちは十分理解され
ていて、仕事をされているのか。ちょっとその辺を、今の状況を教えていただ
けますか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） 観光分野との連携についてでございますが、
それ、あの、大きくはですね、デジタル統括官、10月11月と2カ月に渡って
来ていただいた時にも、各町の担当、すみません、観光の担当とそれから観光
協会等も集まっていたきましてですね、デジタル統括官と意見交換を行って
いただきました。そんな中にはやはり、さっきからちょっと言わせていただ
いておりますV I S O N、あの施設のほうのV I S O Nですね、そちらのほう
にお客さんとして県外とか全国から来ていただいたお客さんがV I S O Nに
泊まって、あそこで遊んで、それで帰っていただくだけでは勿体ないと、
ということもございまして、V I S O Nに来たお客さんがですね、例えば、そ
の大台のフォレストピアに行っていたりとか、紀北の民宿のほうへもう
一泊していただいたりとか、まあ多気町もふるさと村とか遊び子供向けの遊び
がたくさんありますんで、そういった所へ行っていただいたりとかいうふうな
連携を取っていくというようなことで、観光協会の方たちもそこは賛同して、
あの各町の賛同していただいている、そういった状況でございます。以上でご

ございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 今となつてはもうすでに新聞発表もされましたので時遅しですが、まあ、地元の方の声もちょっと参考に拾いますとですね、なぜ、そのいろんな候補が選択肢が「美村」の他にもあったんだろうなと思いますと、なぜそういう名称について、町民や事業者の意向調査みたいなことを、例えばしなかったんだろうかと。そういうことをオープンにやった形跡が今のところ無いわけで、まあ内部のいわゆる各団体ですね長ですとか、そういう方々は別としてですね、いわゆるその今ホームページ上で今こんなことが上がってんだけど、皆さんご意見ありますか？とかってというようなことが一切されなかったわけで、その段階でまあ前回も全員協議会でこれを「美村」に決断したその経緯は適正だったのかっていう他の議員からの質問もありましたけども、まあ、いわゆる首長会議、まあ課長もですね、それを十分検証して相談して決めたんですというようなご答弁でしたので、まあそれはそれで、きちっと理解を得て、今に至っているんだなと思います、残念なことは地元の方が愛着を持ってこれから発信していく方たちの意向もぜひとも拾って欲しかったなあと。まあ今更なんですが思いますので、これデジタル云々の話ではもうなくなってきていると思いますので、もうこれでやるんだという覚悟を決めていらっしゃってあるんだったらですね、観光の課、それから商工、それからこの農産、まあ特産品もそうですね、「美村」っていう冠をこれから付けて産品を売ることか売らないのかって非常にそういった議論になってきますので、もうブランドとあのデジタル云々じゃなくてももう全町で、やるんだたら本当に徹底的にやらないといけないという認識を是非とも持っていただきたい。そのように思います。

次に移ります。6番目でございます。昨年末の時点で、多気町独自のICT計画は策定せずに国の推進計画や手順書に沿って取り組みを進めようとしていましたが、その後、多気町は周辺町とのデジタル田園都市国家構想交付金事

業が始まり、全体の構造が一般的な自治体より複雑化、広域化していると感じています。すでにデジタル地域通貨を始めとするいくつかの事業がスタートしてしまっていますが、そもそも多気町のデジタルトランスフォーメーションの中で、それらがどういった位置付けなのか、そして目指すべき成果は何なのか、実際の手順やスケジュール、そして想定される予算はどういったものなのかどの程度なのか、そういったことを整理する必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） ただいまの質問についてお答えします。多気町のICT推進計画は令和3年4月に作成されたものがございますが、内容につきましては概要のみとなっております。今後、肉付けした内容のものを策定するかは検討中でございます。と言いますのも、現在、国のほうで今年6月にデジタル田園都市国家構想基本方針が閣議決定され、国としてはデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定することを検討しておりますが、それにつきましては現時点では策定される時期が不明というふうになっております。国のスケジュールが決まり次第、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略もニーズ調査等を行い、改定が必要になってくるのではないかとというふうに認識をしておるところでございます。それに合わせまして、多気町のICT推進計画も細かい内容を盛り込み、総合戦略と整合性の取れた計画を策定していければと、このように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） そうするとまだICT推進計画多気町のものについては当分先送りというか、策定は先になるんだらうなというご答弁ですけれども、先ほどのそのデジタル地域通貨も然りですし、当初1番目にその行政のサービスのオンライン化もそうですが、私たち町民からしてみたら、いつ何が実現で

きるのかが全く分からないまま、今年はこれやりますよ、来年はこれやりますよ、この間のデジタル地域通貨も今分かりませんが今分かりますけれども今は手数料0円ですよ、健康ポイント、ボランティアポイントも考えていますが先のことはちょっとまだ分かりませんが、っていうような状態で進んでいるものだから余計に不信感というか、これ今やっていいのかなど。そういう心配をしながら、なんかこう進んでいるという状態がありますので、その国の指針に基づいたICT計画ももちろん大事ですが、やはり先ほどの健康ポイントの話もですね、じゃあ来年こういうこと再来年はこういうこと、そういうことをきちんと示さないから、いろんな方が、これどうなってるんだどうなってるんだ、いきなりなんか「美村」って決まったねみたいな話ですね、あっちからこっちからも聞こえてくるのではないかなあと思うんですが。そういったものをやっぱり無いと私たちも、これ予算、来年デジタル地域通貨も当初ランニングコスト720万とかって言ってましたけども、実はそれはシステムのサーバー料だけですと。じゃあこれ会員増やすためのプロモーション費がどれだけこれに乗っていくの？あるいは新しい健康ポイントをこれに乗せる仕組みはタダで出来るの？とかですね、いろいろ分からないことがあるんで、なんかその辺のことを早め早めに示さないとはですね、なかなかデジタル地域通貨も事業者さんが困るんじゃないかなど。これはポータルサイトも然りだと思し、なんかあらゆることが、なんかこう今年はとりあえずやっていきますと言うような、なんかその思いつきですね、進んでしまっているような気がしてならないんですが。なにか今、現時点でそこを解決するような手段は考えておられませんか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

福井デジタル戦略室長。

○デジタル戦略室長（福井 秀樹） 今後の年度の計画についてなんですが、まずあの実施計画という部分では、予算計上3カ年のをさせていただいて、来年度はこれに取り組むっていうのを、そこに挙げさせていただいておるところでございます。あとまあ、そこにつきまして、どのように皆さんにお知らせして

いくかという部分につきましてもですね、すみません、新たな、すみません、取り組みということもございまして、企業とですね、毎週2回ずつ打ち合わせしているんですが、この日にこれができるっていうのがなかなか見えてこない部分もございまして、見え次第、早急にお知らせのほうはさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○2番（志村 和浩） 質問終わります。以上です。

○議長（坂井 信久） 以上で、志村議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩を取りたいと思います。再開は11時5分から再開をいたします。よろしく願いいたします。

（ 10時56分 ）

（ 11時06分 ）

（9番 前川 勝 議員）

○議長（坂井 信久） それでは、再開をいたします。

6番目の質問者、前川議員の質問に入ります。

前川議員。

○9番（前川 勝） それでは、前川、一般質問させていただきます。一問一答方式で、2点、人口減少についてと太陽光発電についてということでお願いいたします。

まず1点目、人口減少について。人口減少については、日本全体の問題として国をあげて取り組んでいる状況があります。当町においては、平成18年1月合併当時15,979人より16年間で1,900人ほど減り、年間100人を上回る人口減少をしていて、現在人口は14,048人、この数字は外国人の方167人も含んだ数字となっております。国、県もさまざまな対応策を考えながら進められている状況がございます。

そこで、1番といたしまして、これまでに私、平成21年、23、28、31年と4回、人口減少対策について質問をしてきております。議論したことが施策に

形として実現されてきていることもあるわけですが、現実には確実に人口減が進んでおります。私なりに思うことは、以前はそれぞれの代々家を継承していくとの考え方があったわけですが、それが薄れ、時代の変化や学歴社会への変動により、たくさんの若者が就職、大学進学と共に都会へ出て行き、そのまま就職して、生まれ育った家へ戻るケースが激減してしまった事にあるのではないかと考えますし、その他にもさまざまな要因もあるわけですが、まず町長の所見を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） ただいまの質問につきまして、私のほうから答弁させていただきますと思います。先ほど議員言われましたように、これまでですね、一般質問でこの質問ございましたけど、私もかつて職員時代にですね、何度かその人口減問題は答弁させていただいた記憶がございます。議員おっしゃられましたように人口減問題はですね、確かに国家の問題でありまして、一足飛びに解決できるものではない、当然そういう認識をしております。そして当然、少子高齢化ともです当然関連しているということで、承知をしておるところでございます。

お隣の松阪市ですえですね、人口が大きく減ってきておる状況です。片や、隣町の明和町とか玉城町はですね、比較的人口減はあまり無いと。その違いの要因を私なりに整理をしてみました。一つは地形的な要因。先ほどの2つの町に比べましたらやや山間部であり、やはり主要都市から離れているんじゃないか、そして、公共交通機関、例えば本数が少ないJRであるとか、本数の少ない幹線バス、などのまあ要はアクセスの悪さ。そして、当然その先ほどの2点からですね、当然都市施設が少ない、例えば飲食店であるとか娯楽とかですね、教育施設とか、まあいろんなもの要因かと思えます。

そういったことを当然、多気町として知った中でですね、まあこういった状況の中で、長年かけていろんな施策は打ってまいりました。一つはですね、も

う 30 年前になりますけど、まあ当時若い、町内の若者流出防止、それと地域活性化としてシャープの誘致がまず一つありました。そして、町内の若者定住策、そして移住者の働く場の確保としてクリスタルタウンの工業団地の企業誘致の実施と。そして、あの周辺になりますけれども、相可台とかクリスタルタウン全体をさせてまあコンパクトシティを実現してきたと。そして、最近の、去年になりますけど、食と癒しのリゾート施設の V I S O N の誘致。それと、これは昨年度から本格的に始めました移住定住促進補助事業というふうです。すね、いろんな手を打って参りましたが、先ほど言われましたように確かに人口減は原因の問題は確かに止まってはおりません。地域活性化であるとかです。すね、賑わいがかなり成果が有ったのかなと思いますけれども、まあ結果から感じたこととしまして、例えば就職や進学、これ出て行かれることはなかなか止めることは非常に難しいんですけど、その人たちをです。すね、Uターンしてくるだけのまだ魅力作りが足りないかなと。それと、後はここにとどまる、それとここに移り住んで子育てできる、そういう環境作りがまだまだ必要なのかなというふうに、私なりの所見としては感じているところでございます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 副町長の様々なこれまでの事を聞かせていただきました上で、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。町長ありますか。

久保町長。

○町長（久保 行男） 今、副町長申しましたように、少しでも多気町にとどまってもらうように、で、多くの方が多気町に来ていただけるような、今までそんな施策をずっと自分として取り組んできました。これは副町長申し上げたとおりであります。これからは、できるだけお子さんも多気町で産んで育ててもらいたいような、そんな政策をもっともっと力を入れていきたい。ということで、

不妊治療も含めてですけれども、そういう少子化対策のほうにも、他の町の事例も含めながら取り組んでいきたいと思います。一番気になるのが、昨日ちょっと夜、ある町の市長さんと話をしております。毎年1,000人ずつ減っている、これ今申し上げた隣の町もそうですけれども、ここから南の地域はもうあらゆる町私言っとるんですけれども、毎年だいたい1,000人から人口減少があると。これ、止める施策がなかなか難しい。静岡県のある町は年間、まあ市へ住んでいただいたら500万の補助金を出しとるんです。それでも、とどまらない、ということもありますので、なかなかお金だけでは難しい部分もあるんですけれども、でも確実に増えているのは、支援金を出しとるっていうのは増えておりますので、こういったことも含めて、これからまたさらに継続して事業を進めていきたいと思っております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 町長のほうから、今後もさまざまな施策を打って進めるといふ部分ですけれども、そこで今も隣の町ということも名前を出されましたけれども、竹上市長、県に通じまして大学を誘致するをしたいという意向で進められているかと思うんですけれども、まあこれはマスコミの部分でしか私は知り得ないんですけれども、是非ですね、この南のほう今も言われた南のほうを、変な話守っていく止めるためにはやっぱり学校も私は以前松阪大学があったわけですけれども、これはもう市長ともども町長も是非ですね、協力して率先して松阪に大学を県立大学をですね、建てていただくような形を進めていただきたいと思います。町長のお考えはいかがですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 松阪市さん一緒に、我々の町も含めてやっぴこうということで、これはもう全面的に一緒に力を携えてやっていきたいと思っております。が、まあ自分の思いとしましては、同じような大学ではなしに、何か特徴のあ

るような大学を、特化した大学をと自分的にはそう思っていますので、はい、そういうことをやっていければと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ぜひですね、トップ会談の中でですね、今の町長のおっしゃった特色のある大学っていうことを含めて、この外へ行かなくとも県外へ行かなくともここで大学へ行って、それで様々な勉強をして地元に残っていただくというようなことをぜひ進めていっていただきたいなあというふうに思います。2問目へ入ります。

2問目です。人口減少につきましては、根本には若者が減ってしまったことと様々な事象がある中で、少子化が極端に進んでいる状況下の合計特殊出生率が令和2年県最新の資料で当町 1.11 と、国、県と比較しても大変低い状況にあります。この、今画面に映っているとおりの様子です。これ、県内の、一番上は、熊野は 1.75 ですね。っていうようなことで、赤ライン入れているところが、近隣の町の特殊出生率でございます。私ども多気町は 1.11 と県下ちょっと4番目、お尻から4番というところに位置しているちょっと残念な結果となっている次第です。こういうことを、この結果をですね、どのように分析されて、結果としてこのどのように対応策を講じられてきたか、お伺いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思えます。本当に非常に残念な出生率の形で多気町となっておりますけれども、一概にこれがこれが主原因だとなかなか特定できないところですが、一つは単純にその出生数が低いつてことはその世代が少ない、当然だと思います。そして子供を産むやはり生活環境がまだできていない。そして、そしてそれが当然不十分。あとまあそういった環境があったとしてもですね、それを十分知られ

ていない。これは確かにこちらの周知不足かなと感じております。

こういったことを受けてですね、こちらでも非常に危機感を持っておりまして、庁内、役場内ですね、任意の対策チームをちょっと作りましてですね、10月にご承知だと思いますけど、岡山県奈義町のほうへ先進地の視察にお伺いしてきまして、その秘訣であるとかノウハウ等勉強してきたところでございます。この奈義町は2019年に合計特殊出生率が2.95というすごい驚くべき数字を出されておりました、未だにまだ2.5ぐらいをキープされているというところでございます。こういったことで非常に視察も多く全国的に知名度が高い、そして、やはりいろんな取り組みをされておりました。そんな中でですね、当然行政だけではなくてですね、例えば民間団体、例えば不動産会社であるとか、NPO法人とかそういったことも巻き込んでですね、タイアップされておられるということもお聞きしております。

当然ご承知だと思いますけど、多気町もですね、少なからずいろんな支援策は講じております。ただやはり、うちには無いあちらでの取り組みもございました。ただまあ、その地域ならではの特殊性もあり、全く同じことができない取り組みもございましたけども、参考にできることたくさんあったと感じております。来年度にはですね、ちょっと内部で進めておりますけど、こういった問題の専属部署と言いますか、ちょっと担当部署を設けましてですね、ちょっと取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） えっと、ちょっと私聞き漏らしたのか、この1.11というこの結果をですね、どのような、なんでこうなのか、まああの確かに、っていう部分をですね、分析しっかりされて、その問題意識として、これを潰さなきゃいかんのだという部分のことをお持ちなのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） 先ほどの答弁の中でですね、これがもう主原因だと、主原因であると特定できないと申し上げましたけど、正直な話、非常に難しいかと思っています。やはりいろんな複雑な要因が絡まってですね、こういう結果になったのかなど。やはり、このように町づくりやってまいりましたけど、これでもまだ足りないものがある。そして先ほどの質問でもお答えしましたように一旦出てかれた子はUターンで帰ってくるそこまで魅力がない。こちらへんもなんでかとかですね、いろいろ要因は今探ってはおるところですけど、確信的にこれだって言うのは非常に難しい。手探り状態でやっております。そういった中で、先ほど申し上げた岡山県奈義町さんですね、もう10年前から取り組み始めて5年後にようやくいろんな形が出てきたとおっしゃったので、そういった先進地のを参考にして、ちょっとこれから取り組んで、本当に真剣に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ちょっとまだ、まだ私の中では町として1.11っていうものをどのように拵んでいるのかっていうのがちょっと聞き取れにくい聞き取れない部分があるわけですが、やはりこれにここにあるっていうことはもう三重県下でもこの数字ずっと並んでるとおりですねあるわけなので、奈義町ですか、岡山県ね、あのそういう0.95でしたか、所へ行かれたということは、確かに重要なことではあるわけですが、この近隣でもあのこういう差がついている部分、例えば、大台町1.44、松阪市1.35、玉城町1.35かな。こういう部分ですね、近隣でこういう差がつくという部分、これはやはり、私も分からないけど、多気町に何らかの一つの課題があるのではないかなと、いうふうに思うわけです。

まあただ、今おっしゃった来年度からそういう部署を作るということですが、やはり課題を掴まない事には前へ進むことができないのではないかなと。今、副町長いろいろおっしゃってもらった部分は分かりますけれども、課

題を掴んで無いのに部署を作って何をするのっていう話であるかと思うんです。やっぱり課題、何をどうしなきゃいかんのだということも、副町長が答弁していただいたので、副町長、何をどうしなきゃいかんのだということを、副町長のお考えをまず伺います、じゃあ。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） はい、あのまだ現在 12 月でありますし、本当にこちらの中で作ってますチームの中ではですね、一応課題のほう取り組みを始めております。ただ、4月になったらその対応策を進めてくん当たり前なんですけれども、合わせて課題もですね、当然抽出しながら、並行で進めてくちゅうことも、それも含めて取り組んでこうと思っております。やはりまあ、完全な担当がおりませんので、なかなかそれにチェンジできないところもあります。そういうわけで、やはりきちっとした担当を作って、それで課題抽出も含めて、そしてそれが早めにはっきりするようであれば、次は対応するように取り組むと。そして、場合によってはもう来年度中に何らかの対応策を予算化させていただくことになるかも分かりませんし、そういうように持っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

はい。

（議員より議場外の騒音について意見あり）

○議長（坂井 信久） ちょっと暫時休憩します。

（議場外に静粛にするよう注意）

○議長（坂井 信久） 休憩を解いて再開をいたします。

前川議員。

○9番（前川 勝） 今の副町長の話では、まあ課題をご存知なのだろうなと思いつつも、課題は何かというお答えは無かったというふうに聞き取りました。その課題も含めて担当部署新しい部署でやっていくんだということで、それで

やはり、もうここまで来ているんだからもう副町長としてはもう課題を何をどうしなきゃいかんということを書いて欲しかったなあというふうに思うところがございます。

それでは。それで、ここですね、1つあの1点、この間の新聞、皆さんも見られた方もあるかと思うんですけども、桑名市がですねアプリ会社と連携して、出会いと結婚後押しというようなことで桑名市がやってみえる、なんかそういうアプリ会社があってですね、そこで、いろんなセッティング、男女のことをくっつけていただけると言うんか、変な話ですけども、その紹介し合えるような。この頃、結婚っていうことの部分がですね、誰かの紹介ではなくってこういうアプリを通じて知り合って結婚されるっていう方がなんか6割にのぼるというようなことも、新聞等に載っておりましたので、このまあ桑名市がそのようなことをアプリ会社と協定結んでなんか進められる。これ、なんか日本で初めてっていうようなことも書いてあったように思いましたので、ぜひ調べていただきたいなというふうに思います。次へ移ります。

3番目。最近、多く強く求められますのは、女性に優しい働きながら子供を産み育てやすい環境の整った自治体に、若い夫婦が多くなるとの現実があり、どこの自治体でもあらゆる支援を設けてみえます。当町もたくさんの支援策を設けているわけですが、より差別化を図るため、現在5万円であるわけですが、出産祝い金の増額を考えるとはいかがでしょう。それと、もう1点。保育料軽減事業では、今、0歳、1歳、2歳児は有料で、3、4、5歳児が無料となり、第2子以降半額となっております。第3子は無料と伺いました。全面的に保育料を無料とする等思い切った支援を実現して、大々的にアピールし、当町へたくさんの若者が来ていただければと考えますが、お考えを伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

ご意見ありがとうございます。まず1点目、出産祝い金につきましては、現在

当町におきまして、子育て世帯応援金給付金といたしまして、出産時5万円、小学校入学時5万円、中学校入学時5万円、一人のお子さんに対しまして分散して15万円の経済支援としての事業を実施しておりますので、出産時のみを増額することは現在考えておりません。

また、2点目でございますが、保育園の0歳、1歳、2歳児の保育料の現状といたしまして、一律ではなく、国の施策に応じて父母の前年度所得に応じた町民税より算出しております。まず、同一世帯から2人以上の児童が保育園に在籍している場合、議員さんがおっしゃったように2人目が半額、3人目以降は無料としております。また、町民税非課税の世帯はお子さんの人数に関係なく無料としております。一方、ひとり親で町民税所得割が低額の場合には、第1子は半額以下、第2子は無料としております。全体で所得による階級を12階級に区分しており、子育て家庭への経済状況を勘案して保育料を設定しておりますので、こちらも0、1、2歳児の全員の利用料を無料にすることは、今現在考えておりません。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） えっと、なぜ私はこの出産後のこの5万円ですね出産時の5万円について、増額したらどうかっていうご提案をさせていただいたんですけども、その次の出産祝いセットというのもしていただいているというふうに思っておりますが、このことを一般の方にアンケートをとったところですね、物でいただくのではなく、現金が一番ありがたいということがもう統計上、あ、統計上ではなく、伺った時にそういう話がほとんどの方がそのようにおっしゃったと、いうことです。その意味においては、スタイセットですね、これは物を今いろんな形で準備して差し上げているわけですけども、ここの部分を、もう出産祝い金にさせていただければいいのではないかとということでのご提案でございます。ただ、今おっしゃったように、ずっと5万円ずつの計しているのは存じております。だけど、この出産のところでたくさんお金が要って大変

なっている部分でのお話でございます。ただ、今、国で来年度からは、昨日でしたかね、昨日か一昨日か通りましたね、出産祝い金 42 万円を 50 万円に引き上げるっていう来年度からですねその話があるわけですけども。それは、少なくともお医者さんに全部いく分、ある意味、であってですね、家庭の中で余裕のある金にはならない。もうお医者さんにお支払いする分であると。あの、東京都かなんかはもう 47、8 万、入院、出産に必要なだということですから、それが生活になんかお金を回せるっていうお金ではないので、そういうお金、出産祝い金ですね、を増やしてあげることによって、そこで、その出産してもらう方達に余裕、余裕は無いかも分かんないけど、持っていたければなあというふうに考えるところです。

それと、もう 1 点、0、1、2 歳、0 歳、1 歳、2 歳の無料化はどうですか？ っていうことですけども、これも当初、今年度当初予算で 2360 万この保育料負担金ですね、2360 万ということで当初予算あったわけですけども、これがそんなに今現在、私ども当町置かれている、昨日の財政の部分を含めてもですね、そんなに無理なお話ではないんじゃないかと。それから、これについてはですね、例えば合計特殊出生率が 1.5 になるまでというようなことも設けても良いし、と私は個人的には思っております。なんらか期限をやっぱり設けないともう恒久的にっていうことになると、それはそれでまた大変な部分もございますので。来年度新しい担当部署もできて、そういうことをやる中で合計特殊率引き上げが可能になったならば、そこでまたそれはそれでまあ止めるということも可能なのではないのかなというふうに思いますが、もう一度ご答弁お願いいたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） いろいろご提案ありがとうございます。先ほども担当課長申しあげましたようにですね、すでに支援策はございまして、議員さんおっしゃられましたようにですね、確かに全面実施となりますと、当然対象とな

る子供の数にもよりますけれども、その対象予算額も確かにかなり大きくなります。どれぐらいの金額かちょっと申し上げられませんが、確かに町への財政負担というのが当然大きくなります。そしてこれが仮に取り組み始めますと、基本的にはまあずっと本来続けるべき大事な事業だと思っております。そういうことも含めましてですね、あと少子化対策と言いますのは、その先ほどの、出産時の祝い金の増額とかですね、こういう0、1、2歳の支援だけじゃなくてですね、いろんな支援策も含めたやはり複合施策が大事なかなと思っておりますので、先ほどのご提案も含めてですね、また来年度以降いろいろ検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 副町長「検討する」というご答弁いただきましたので、ぜひですね、進めていただければと。それから昨日松木議員からもありました給食費についてもですね、これもやはり子育て世代の皆さんにとっては本当に重要な事だなあというふうに思って聞いておりました。何でもかんでもお金を準備したらっていう部分ではなくですね、やはり今、子育て世代の方たちを守っていかないと、この人口、まあ大きな話、人口が減る一方になってしまうので、ぜひその辺を手厚くしてですね、子供の産み育てやすい多気町になって欲しいなあというふうに思うところです。

それと、これは可能かどうかなんですけども、小児科の病院、多気町を含め、これから南向いては何も無いのかなっていうふうに、ああ大台はあそこはあるのかな、ちょっと調査不足なんですけど、小児科病院をですね、ぜひ当町にこう来ていただけるようなことができないのかなと。て言いますのは、皆さん玉城であったり松阪であったりっていうことで、皆さん出かけてみえます。当町に小児科病院があったなら、よりお母さんその家族がですね、子育てに非常に助かるんじゃないかなあというふうに思いますが、ご答弁いただけますか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） 今後の確かに少子化対策としましてはですね、そういう小児科、まあ病院が良いんか分かりませんが、これは、あればよりこちらへ移り住んでいただく方も増えるかと思えます。そやけどまあ当然そちら側の事情もありますので、それにつきましては、またいろいろ取り組みはしていきたい。仮にそういうお話があるのであれば、積極的に進めていきたいと思えます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 今日これから後、説明いただくアクションプログラムの中で、家庭保育応援事業ということで「予定」とは書いていただいておりますが、保育所へ通わずに家で保育をされている方に月額2万円ということが、「予定」とは一応書いてございましたけども、まあ計画されているっていうようなこともあるようですが、これはやっぱり保育所の0、1、2歳の方が無料になってもいいんじゃないかなっていうふうに思うところがございますが、いかがですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。確かに、今日午後からアクションプランのほうをご説明させていただく中では、0、1、2歳児の家庭保育への支援っていうことをまあ今後ですね、次年度以降になると思えますが、考えております。現在、未満児のお子様0、1、2歳児に関しましては保育を提供しているというのが一つの当町の支援でございます。で、0歳児ですと、保育士3人にあ、すみません、お子さん3人に保育士1名、で、2歳児ですと当町ではお子さん5人に保育士1名、2歳児ですとお子さん6名に保育士1名ということで、かなりの保育士を投入させていただいて、保育現場で、働いているお母さんの支援をさせていただいている状況で

す。そこを勘案いたしますと、在宅で家庭保育しているお母様方には、当町といたしまして支出しているところ部分が無いというような状況でございまして、そこに向けての在宅支援、在宅保育の支援の、支援をしていきたいと考えております。親御さんの考え方には2通りありまして、仕事をしながら子育てしたいという方と、小さいうちはちょっとご自宅でみたいという方ありますので、どちらのお母様も自分たちの思うような育児をしたいというあたりを、支援していきたいという考えで、そのようなことを予定、計画しているような状況です。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 確かにそう、そうだなと思って今も聞いておりましたので、これから午後のところでまた伺いたいし、ぜひそういうことも含めて保育所0、1、2歳児も前向きに検討、考えていっていただきたいなあというふうに思います。

それでは次の質問に入らせていただきます。4番目です。移住定住促進補助金の新築補助金が令和3年度より始まり、その年に20件で大人、子どもで61人、補助金3300万円執行、2年目21件、移住が16件、定住・在住者が5件で合わせて60人、10月31日現在、3700万円執行となっております。当初予定では5カ年限定との説明であったわけです。まだ2年経っていないですが、7000万円ほど執行しているわけで、実績の61人、60人をどのように評価されているか、そして今後について予定どおり進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 当初の想定を大きく上回っておる反響でございまして。たくさんの方に転入をしていただいております。また現在もたくさんのお問い合わせをいただいておりますので、大きな成果が出ていると考えております。それとまた今後についてでありますけれども、当初の想定を上回っている状

況ではありますが、基本的には予定どおり令和7年度まで継続していくことを考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） まあ、町長も町政報告の中で、このこともお話されていたというふうに思います。最大のアピールポイントと発言されていたなというふうに思っております。そうすると、5年というのはやっていくんだということで、今、企画課長がお話しあったわけですが、予算枠はどこまで持ってみえるのか。もうとことん行くのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 今のところ、もう枠と言いますか、今回も12月でも補正をさせていただいておりますし、来年度に向けても当然、盛況に、盛況にと言いますか、たくさんの方にお越しいただければ、当然人口も増えますし、ご夫婦で転入された方もございますので、まだこれから当然、子供はたくさん生まれるだろうという方も転入をさせていただいておりますので、是非ともこのまま令和7年度までは予定どおり進めていきたいと考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 予算はどこまで考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 現在の移住者来ていただいている状況を見ながらですけども、継続して予算を、これは議会の皆様のご協力が無かったらできませんので、はい。よろしく申し上げます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） そうすると、予算の留めなく、来ていただける方、まあいろんな基準があるわけですが、それに則ったことで金額はもう上は上天井なしということでやっていかれるということで、よろしいですか。もう一度、伺います。

○議長（坂井 信久） 久保町長。

○町長（久保 行男） だいたい年間 2000 万ぐらいを目途にやっていますので、天井なしということではありませんけども。これ、子育ても移住定住もみんな同じように、まあ保育所のやつもありましたけど、学校の給食費も。あのう、これは大事なんで予算を付けよという議会のみなさんの要望もありますけども、これもやっぱりある程度限りがありますので、一応まあ基準は 2000 万を基準に、という形で今進めていきたいと思えます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ただ、1年と7カ月でまあ 7000 万、もう使っているということなので、2000 万ではもう、またほいで今回補正で 1200 万でしたか、付けていただいていますので、8000 万ってというようなことで、まあ、町長のおっしゃる 2000 万、年間 2000 万っていうのはもう大きく当然枠は超えていっていることではあるわけですが、それはまあそれで、たくさんの方が来ていただけるので素晴らしいとは思いますが、そこで一つ、町長は前はちょっと雑談でお話ししたことあるんですけど。このまあアピールポイントっていう点ではもう 200 万皆さん知れ渡ってですね、凄いまあ好評だというふうに思います。けどこれは、私はもう 100 万にしてですね、多くの方に喜んでもらう、多くの方に来ていただける、100 万で十分喜んでいただける金額ではないかと思うところもございしますが、いかがですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 町外から来ていただくことについては、一応、いただい

た基金を元に活用しながらということをお願いしたので、今、町外から来ていただく人、「いや 100 万になりましたよ」と、そんな施策はできませんので、やるなら同じように。ただ、5年間という枠を設定したのは、自分の任期の時にこれを実行するということですので、町内の方につきましては 100 万は継続して、町外の方、来ていただいた方については 200 万継続していきたいと思いますので。ただ、議会の皆さんがあかんということになれば、それはまた否決ということになるか分かりませんが、ぜひ議員の皆さんの議会の皆さんの協力を得ながら継続してやっていきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） まあ、1回旗上げたものを変えるというわけにはいかんと、町長の今のお話、まあ自分がいる5年。まあ5年という任期、あ、任期じゃなくて5年という義理を付けるのも一つの意味では、もっと枠を広げる意味では、下げてもいいんじゃないかなって私は個人的には思うところもございます。はい。

次へ移らせていただきます。あ、本当ですね。はい。5番、人口減が続く中、9月末現在、65歳以上の人口が4,772人で、高齢化率が33.9%と3人に1人が高齢者となっています。このことは人口分布グラフ、これ今映してあるとおりのんですが、こういう、こういう状況でなっているところです。この先10年から15年、この高齢化率っていうのは続いていくのかなということで、支える若者が減り、高齢者福祉の充実に暗雲を投げかけていると考えるところですが、今後に向けた考え方を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。今後、介護保険料の高騰や介護従事者の人手不足等が懸念されており、その解決に向けた取り組みが必要となります。当町におきましては介護予防の推進に

より、健康寿命の延伸を進めていきたいと考えます。今年より、後期高齢者担当と包括支援センター、健康増進係の保健師が横の連携をとりまして、健診結果よりフレイル予防が必要な方へのハイリスクアプローチ等を開始しております。また高齢者の主体性を引き出すことも健康寿命の延伸につながります。当町においては、地域の高齢者の自主活動、集いの場を包括支援センターで支援しております。また、介護保険係では補助金も出して支援をしております。今後、各地区増加していくように支援していきたいと考えます。その他、介護予防教室を開催いたしまして、当町の高齢者の健康寿命を延伸していきたいと考えております。また、高齢者をはじめ支援を必要とする人を住民同士が支え合う地域共生社会の実現の構築も求められてきます。介護保険制度だけでなく、自助、互助という考え方においては、家族、親族、ご近所、ボランティアによる支え合いが今後、今以上に必要になってくると考えます。若者世代の減少により、高齢者同士においてもお互いに思いやり助け合う仕組みづくりも必要になってきます。今後の多気町の高齢者福祉計画、介護保険事業計画においても、これらの事を考慮いたしまして計画を策定していきたいと考えます。以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 是非このグラフの一番この赤のところですね、こう囲ったところ、ここはまあ町長の年代、団塊の世代になってくるのかなど。その次が、その親たちの子供がその次のこう順番に、これ今もう多気町は、このものズバリでこう人口が減っていくのが、上へ上がっていくと、どうしても高齢で亡くなられる方が出てくるわけなので、これがまあ一つの。まあこの今これ自治体でもこういう形になっているわけですけども。これまあ多気町の今の状況であると思います。高齢者福祉については今、森本課長おっしゃっていただいたようにもう課長に任せておけば、もう万全だというふうに答弁伺って思いましたので、次へ移ります。

続きまして、太陽光発電についてということで、お伺いさせていただきます。現在、当町は太陽光発電の設置に関する案件は県のガイドラインに沿って進められていますが、中でも景観の破壊、太陽光パネルの反射光の眩しさが近隣住民からすると重要な問題として捉えられています。意味合いは違いますが、山梨県の北杜市で太陽光設置説明会で設置業者が住民に対し恫喝した事件は記憶に新しいところです。県のガイドラインなので、当然ながら当町の役割は明記されていない。そこはやはり住民の意見、また切実な願いを受けた町民の関わり、あ、町の当町の関わり、役割、行政指導を含め、そういうことを決めておくことを求められますが、お考えを伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 太陽光に関するご質問にお答えさせていただきます。三重県の太陽光発電施設の適正導入にかかるガイドライン、こちらの15ページにおきましては、市町の役割として事業者からの相談への対応、また関係法令、条例で規定される必要な措置や手続きの相談対応、事業者からの事業概要の受け取りや地域住民とのコミュニケーションに関し配慮すべき地域住民の範囲、また住民説明会開催などに関する相談対応、そして事業者が国に提出した廃止届の写しの受け取りなど、市町の役割というものが規定されております。設置者は、資源エネルギー庁所管の事業計画策定ガイドラインや環境庁が定める太陽光発電の環境配慮ガイドライン、また、三重県の太陽光の発電施設の適正導入にかかるガイドライン、さまざまなガイドラインが定められておりますが、これらを遵守する必要があるとされております。しかし、周辺住民から苦情が出て、ガイドラインから逸脱していると認められる場合には、町が相談を受け付けて県を通して、また経済産業省等への報告も行い、指導を行っていくというふうにしてございます。

ガイドラインは事業計画を円滑に進めるための指針であって、事業の抑制を目的に作られたものではございません。町としてできることは、ガイドライン

に基づき、あくまで指導の範疇にとどめるというものですが、ガイドラインでは安全や周辺環境への配慮の他、近隣住民等との協調を保つことに関して施設を設置する事業者の責任と位置付けておりますので、この事業者に対して適正な対応を今後も求めていきたいと考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） おっしゃるように、これ県のガイドラインなんですけども、確かにおっしゃることそのものなんですけども、ただ、町として責任を持って住民が言って来られた時に確実にやらなきゃいかん、町民の人をまあ守るというのか、守る立場でですね、発言も含めて、住民に寄り添った形のことをしていただきたい。相談行っても、この県のガイドラインに沿ってしか答えができないのではなく、多気町がやはりそうではあるけども、多気町はきちっと住民の気持ちを汲んで踏んでやって、踏んじゃいかんね、町民の住民の気持ちを汲んで、とことん壁になるなり何なりやっていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 毎年、2、3件ではございますが、相談を受け付け、またその相談を県等へも報告してですねしております。また、県へ報告するまでに至らなくてもですね、地元の住民の方からの苦情や相談がある場合は現地を確認して、その事業者のほうに責があるという、考えられる場合は、その事業者のほうに連絡ですね、連絡先を調べて、苦情が出ているということでの対策を取るよという指導は、これまでもさせてもらっております。そこが、事業者のほうにそれを確実にですね履行されて、住民に対応される場合は決着が付くと思うんですが、そういう地域住民の方と合意が得られない場合というものは、また、役場のほうへも双方の意見を聞きながら、しております。で、今までも、そういうトラブルがあった際に、その聞き取りをしてですね、

事業を中止、一旦中断したケースもございますので、ここら辺はまあ双方の意見を聞きながら適切に県の指導も受けながらですね、対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） もう課長責任を持ってやっていただけるという今の答弁だったというふうに聞きました。ただ、その区の中、家のもう横とか、こうやはりお隣にはそんなこと言えないしとか様々なこと私もちょっといろいろ聞いておまして、その辺のことはなかなか言いにくい、隣のことを言いにくいということもございますので、役場環境のほうにですね、隣にそんなことを言えんし困んのやというようなことも含めてですね、住民、皆さんの声をしっかりと受け止めていただきたいなあというふうに思います。ありがとうございます。終わります。

○議長（坂井 信久） はい。

以上で、前川議員の一般質問を終わります。

○議長（坂井 信久） 以上で、通告者全員の一般質問が終わりました。

本日の会議はこれにて散会といたします。

（ 12月13日12時00分 ）